

(単位：百万円)

	事業名	令和8年度 予算額	担当府省庁	備考
2. 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる				
2-①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）				
24	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	10,043 の内数	文部科学省	
25	こどもの人権SOSミニレター 外国人の人権問題対策	3,540 の内数	法務省	再掲
26	寄り添い型相談支援事業	38,375 の内数	厚生労働省	再掲
27	ひとり親家庭に対するプラットフォーム構築事業	28	こども家庭庁	
28	ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）	20,315 の内数	こども家庭庁	
29	性と健康の相談センター事業のうち若年妊婦等支援強化加算	5,643 の内数	こども家庭庁	
30	産婦健康診査事業	5,643 の内数	こども家庭庁	
31	産後ケア事業	216,335 の内数	こども家庭庁	
32	産前・産後サポート事業	5,643 の内数	こども家庭庁	
33	性と健康の相談センター事業のうち不妊症・不育症等ネットワーク支援加算	5,643 の内数	こども家庭庁	
34	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業	5,643 の内数	こども家庭庁	
35	無戸籍問題解消事業	47	法務省	
36	学生のメンタルヘルスケア支援等	非予算事業	文部科学省	
37	フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業	67 の内数	厚生労働省	
38	再就職支援プログラム事業	2,655 の内数	厚生労働省	
39	マザーズハローワーク事業	4,469 の内数	厚生労働省	
40	専門家による巡回相談、求職者のストレスチェック及びメール相談の実施	145 の内数	厚生労働省	
41	トライアル雇用助成金事業	282 の内数	厚生労働省	
42	地域生活支援事業費等補助金（基幹相談支援センター機能強化事業）	50,467 の内数	厚生労働省	
43	障害者差別の解消に向けた相談窓口事業	35 の内数	内閣府	新規
44	行政相談	743 の内数	総務省	
45	地域自殺対策強化交付金	3,281 の内数	厚生労働省	再掲

46	ゲートキーパーの養成・支援	3,281 の内数	厚生労働省	
47	こども・若者の自殺危機対応チーム事業	3,281 の内数	厚生労働省	
48	管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー カウンセラー・相談員のための講習会 eラーニングによるメンタルヘルス講習	12	内閣官房	
49	防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実	248	防衛省	
50	こころの健康相談室の運営	4	人事院	
51	地方公務員のメンタルヘルス対策に対する支援	非予算事業	総務省	
52	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	314	内閣府	
53	性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金	477	内閣府	
54	性暴力被害者等相談体制整備事業	8	内閣府	
55	都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」	11	警察庁	
56	犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実	109	警察庁	
57	民間被害者支援団体と連携した犯罪被害者支援	非予算事業	警察庁	
58	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費	420 の内数	総務省	
59	外国人受入環境整備交付金	1,000	法務省	再掲
60	更生保護に関する地域援助の推進	38 の内数	法務省	
61	在外邦人の孤独・孤立に係るチャット相談窓口の業務委託経費	6	外務省	
2-②人材育成等の支援				
62	スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー等活用事業	10,043 の内数	文部科学省	
63	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	10,043 の内数	文部科学省	再掲
64	調査研究等業務交付金	601 の内数	厚生労働省	
65	ゲートキーパーの養成・支援	3,281 の内数	厚生労働省	再掲
66	防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実	248	防衛省	再掲
67	心のサポーター養成事業	20	厚生労働省	
68	防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルス教育の実施	19	防衛省	
69	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業	82,680 の内数	厚生労働省	
70	都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業	75 の内数	厚生労働省	
71	社会福祉士及び精神保健福祉士の養成	非予算事業	厚生労働省	

72	ひきこもり支援実施機関職員に対する研修事業	82,680 の内数	厚生労働省	
73	身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提供支援	非予算事業	厚生労働省	
2-③関連施策の推進				
74	性と健康の相談センター事業のうち若年妊婦等支援強化加算	5,643 の内数	こども家庭庁	再掲
75	産婦健康診査事業	5,643 の内数	こども家庭庁	再掲
76	産後ケア事業	216,335 の内数	こども家庭庁	再掲
77	産前・産後サポート事業	5,643 の内数	こども家庭庁	再掲
78	性と健康の相談センター事業のうち不妊症・不育症等ネットワーク支援加算	5,643 の内数	こども家庭庁	再掲
79	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業	5,643 の内数	こども家庭庁	再掲
80	再就職支援プログラム事業	2,655 の内数	厚生労働省	再掲
81	マザーズハローワーク事業	4,469 の内数	厚生労働省	再掲
82	専門家による巡回相談、求職者のストレスチェック及びメール相談の実施	145 の内数	厚生労働省	再掲
83	トライアル雇用助成金事業	282 の内数	厚生労働省	再掲
84	地域少子化対策重点推進交付金	1,000 の内数	こども家庭庁	
85	共働き・共育て推進事業	118	厚生労働省	
86	メンタルヘルス対策等事業	351 の内数	厚生労働省	
87	産業保健活動総合支援事業	5,210 の内数	厚生労働省	

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額

100億円
94億円）



令和7年度補正予算額

3億円

背景・課題

令和6年度調査結果において、不登校児童生徒数については増加率の低下等、一部傾向の変化がみられるものの、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数がそれぞれ過去最多となるとともに、自殺対策基本法に学校の責務が明記されるなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関と連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省

〈令和8年度予算額（案）の概要〉

※主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

9,971百万円（9,295百万円）【補助事業】

不登校児童生徒の学びの場の確保の推進



- **校内教育支援センター支援員の配置【拡充】**
校内教育支援センターを拠点に、学習支援・相談支援を行う支援員を配置するための経費を補助（**2,000校** → **4,000校**）
- **アウトリーチ支援等による教育支援センターの機能強化**
不登校支援の一環として、不登校児童生徒等へのアウトリーチ支援の実施等に係る経費を補助（**130人**）
- **学びの多様化学校の設置促進【拡充】**
（設置準備：**11** → **20自治体**、設置後運営：**22** → **27自治体**）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実



- SC・SSWの基盤となる配置に加えて、**課題に応じた重点配置**
- 不登校支援の核となる**教育支援センターへの配置充実**
- **スーパーバイザーの指導助言によるSC・SSWの支援の質の向上等**

SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

【令和7年度補正予算額 166百万円】

- **不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制の強化**
相談支援や学習会の実施、広報提供体制の整備など、不登校児童生徒の保護者等への支援体制を強化するために必要な経費を補助（**200自治体**）

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究

34百万円（34百万円）【委託事業】

いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある 学校づくりに関する調査研究

- **医療及び学校現場の連携による自殺対策強化事業【新規】**
自殺リスクを抱えた児童生徒への早期対応を図るため、医療機関等と連携したガイドライン等を作成の上、教職員向けに研修動画などを作成し、学校現場へ普及
- 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援と学びの充実に関する実証研究
- 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの普及促進
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

【令和7年度補正予算額 138百万円】

- **いじめ対応伴走支援チームのモデル構築推進事業**
いじめの個別事案への対応や再発防止等への支援に加え、SNSによるいじめや保護者との連携等に対応するため、専門家からなる支援チームを教育委員会に設置（**15自治体**）
- **不登校対策等の効果的な活用の促進に向けた調査研究**

こども 家庭庁

※主に首長部局を通じた対応

- 首長部局におけるこどもの悩み相談モデル事業
- いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- 学校につながりが持てない子どもを含め、地域での不登校の子どもへの切れ目ない支援
- こどもの多様な居場所づくり など

文部科学省・ こども家庭庁が連 携して対応

※非予算の取組

- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部
- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

こどもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布
(令和6年度における受領通数・・・7,189通)



外国語による人権相談

- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳サービス等を利用した体制を整備
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 ※窓口においては、約80の言語に対応。



寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)について

令和7年度予算
令和8年度予算案

412億円の内数
384億円の内数

1. 概要

(1) 電話相談

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行う。

(2) 直接支援・継続支援

直接的・継続的な支援として、①折り返しの電話、②直接面談、③他の相談機関への同行などを実施する。

(3) 実施団体

令和7年度は、公募により選定された一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施。

当該法人が「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。

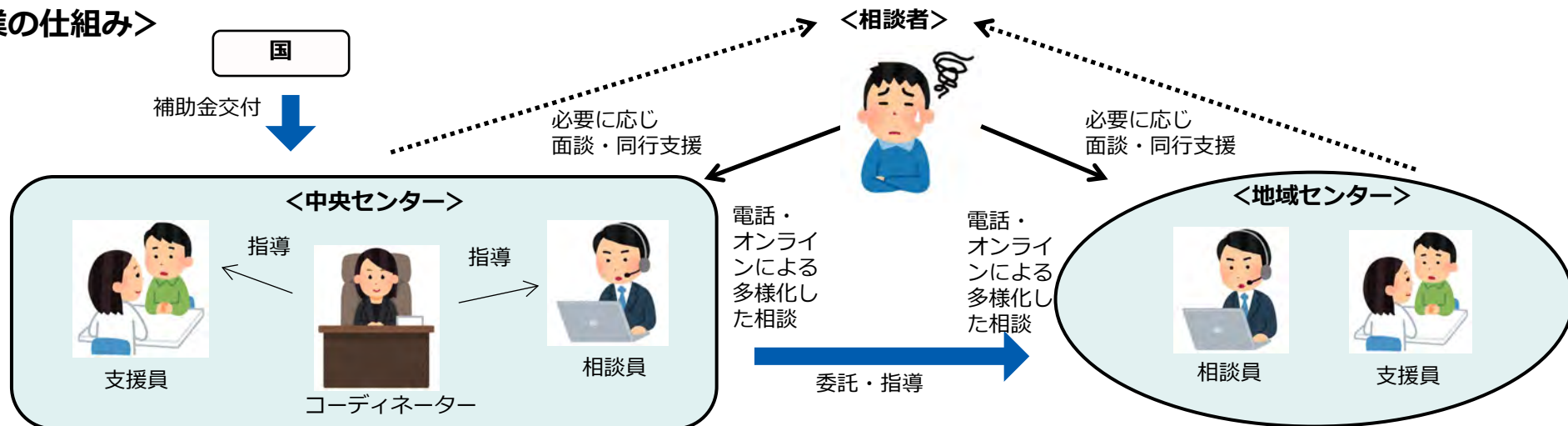
(参考)
令和6年度相談件数
約15.8万件



2. 体制

全国ライン(0120-279-338)と被災地ライン(福島県対象)(0120-279-226)の2つのダイヤルを設置し、それぞれに生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、外国語による相談「外国語ライン」、DV・性暴力の相談「女性支援ライン」などの専門ラインを設置している。

<事業の仕組み>



＜ひとり親家庭に対するプラットフォーム構築事業費補助金＞ 令和8年度予算案 0.3億円（0.3億円）

事業の目的

- ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行うことでひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

事業の概要

(1) 情報収集・管理業務

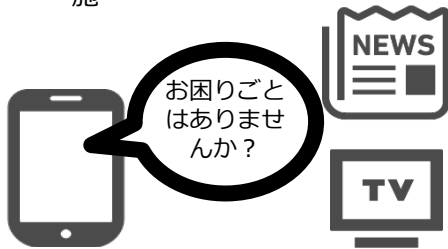
- ・ ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況
- ・ 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報 等

(3) 広報啓発業務等

- ・ インターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

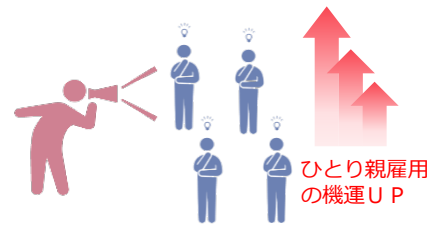
1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



(2) 特設サイト運営業務

- ・ 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- 1 ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
- 2 自治体毎の取組状況を掲載

住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

2 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 地域における民間の支援団体の情報を掲載

行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

3 ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報

- 1 ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
- 2 ひとり親家庭当事者の経験談や応援メッセージを掲載

ひとり親への支援に関する機運を高める

実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定）

【補助率】 定額

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 地方自治体の相談窓口に、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、相談支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実に資する、総合的な支援体制を構築・強化する。

事業の概要

○相談支援体制の更なる強化のため、国庫補助率を引上げ。（1/2→2/3）

- 【拡充内容】
- 福祉専門職を配置し、支援の入口での丁寧なアセスメントによりきめ細かくニーズを把握する等、ソーシャルワークの専門性を活かした相談支援体制を構築。
 - 生活に困窮し孤立しやすいひとり親家庭に対して、食料や生活物資をアウトリーチ型で配布し、脆弱な生活基盤の支えとするとともに更なる相談支援へと繋げる。

(1) 心理担当職員配置等事業

「心理担当職員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、相談者の心理的なケアやサポートを行う。

(2) 福祉専門職配置等事業<<新規>>

社会福祉士等を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、アセスメントやケースマネジメント等ソーシャルワークの専門性を活かし、当事者の状況・ニーズに応じたきめ細かな相談支援を行う。都道府県が配置し、管内市区町村の母子・父子自立支援員の助言指導を行うことも可能。

(3) 就業支援専門員配置等事業

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、相談窓口のワンストップ化を推進し、就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供を行う。

(4) 専門職による多職種連携・助言指導

母子・父子自立支援員が、弁護士や公認心理師等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりを行う。

(5) 相談関係職員研修支援事業

母子・父子自立支援員を含む相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

(6) 母子・父子自立支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実に資する。

(7) 集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、女性相談支援センター職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(8) 補助職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者を配置する。

(9) 夜間・休日対応支援

ひとり親等の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行う。

(10) 同行型支援

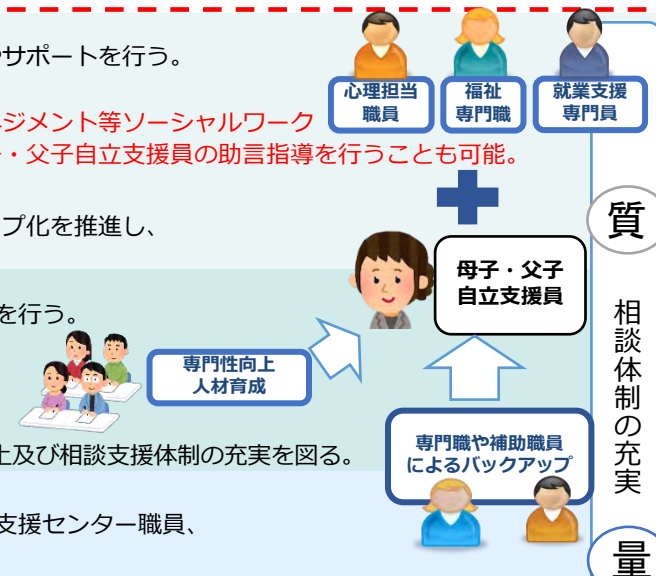
同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりを行う。

(11) アウトリーチ支援<<新規>>

就業が困難な状況にある等、特に生活に困窮しているひとり親家庭に対しては、食料や生活物資をアウトリーチ型で配布することにより、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、更なる相談支援へと繋げる。

(12) 先駆的な取組

(1)～(11)のほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可

【補助率】 国：2/3又は1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/3又は1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は一般会計歳入が概ね特別区の一般会計歳入の平均未満の市町村のみ。財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助単価】 1か所当たり

48,057千円（3事業以上実施の場合）

30,000千円（2事業実施の場合）

15,000千円（1事業実施の場合）

目的

- 妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等をはじめ、性や妊娠に関する悩みを抱える者の相談対応を行う「性と健康の相談センター」において、特定妊婦と疑われる者等を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

内容

◆ 対象者

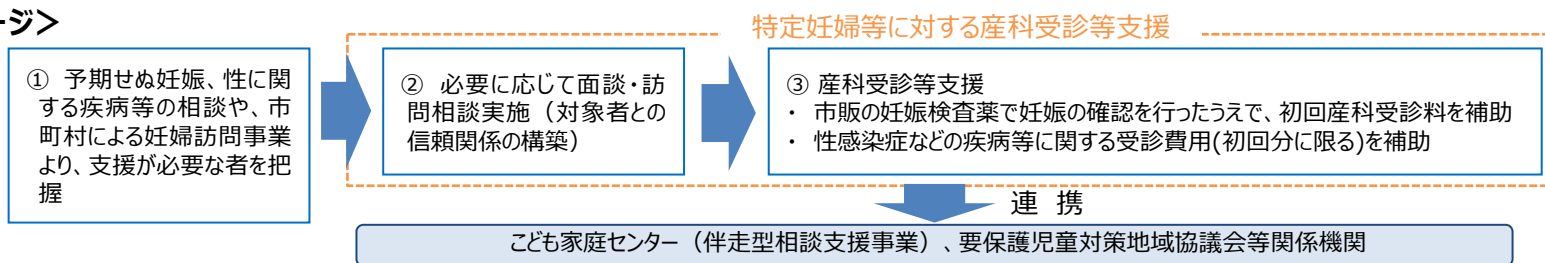
特定妊婦（※）と疑われる者、妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる10代等の若者

※ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

◆ 内容

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠等や、性感染症などの性に関する疾病等に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な場合には、産科等医療機関への同行支援や受診費用（初回分に限り）に対する助成を行う。また、本事業により把握した特定妊婦等については、本人同意のもと市町村に情報提供するとともに、その後の支援について、市町村の伴走型相談支援の担当者とも連携を図ること。

<事業イメージ>



実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率 : 国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3
- ◆ 実施自治体数
 - ・ 産科受診等支援 38自治体（32自治体）
 - ・ 初回産科受診料 34自治体（29自治体）
- ※ 令和6年度変更交付決定ベース
括弧は令和5年度変更交付決定ベース

補助単価

◆ 補助基準額

①直営	産科受診等支援	月額 154,000円
	受診費用	受診1件あたり 10,000円
	交通費	受診1件あたり 2,000円
②委託	産科受診等支援加算	月額 307,600円
	受診費用	受診1件あたり 10,000円
	交通費	受診1件あたり 2,000円

【平成29年度創設】

事業の目的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

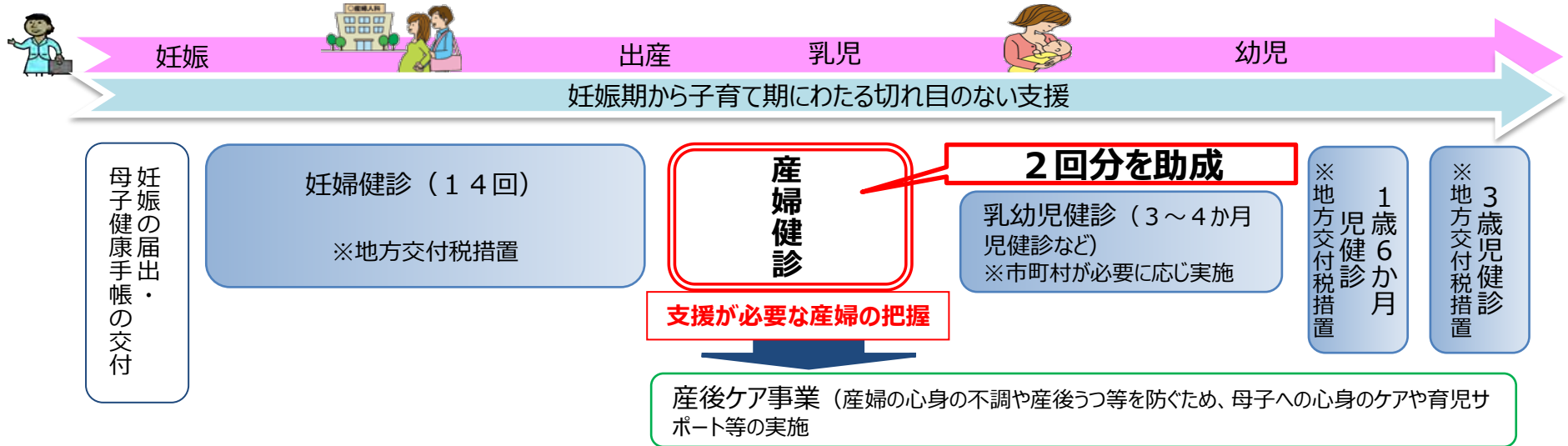
事業の概要

◆ 対象者

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

◆ 内容

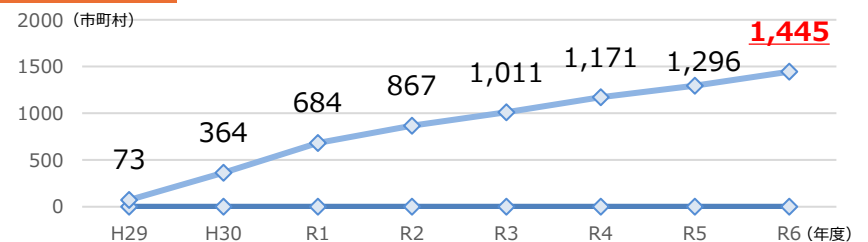
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



実施主体等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、市町村 1 / 2
- ◆ 補助単価 : 1件あたり 5,000円

事業実績



【平成26年度創設】

事業の目的

○ 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- (2) 「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。 ※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

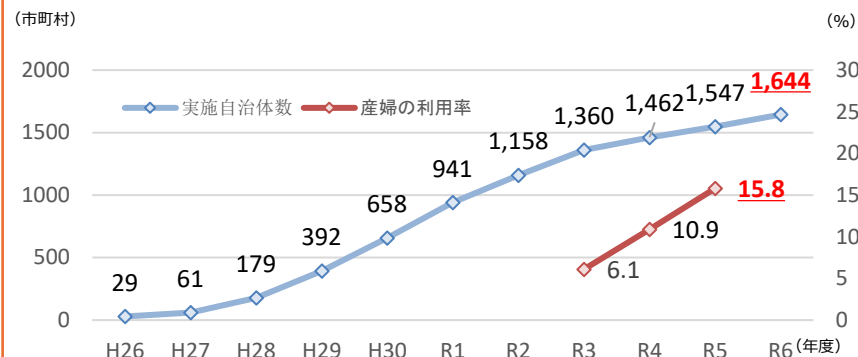
【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※ 都道府県負担の導入（R6以前は、国1/2、市町村1/2）

【補助基準額】

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,849,300円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,781,800円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算（R4～） 1施設あたり年額 3,080,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算（R7～）
1施設あたり月額 182,900円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上に行っている施設への加算（R7～）
1施設あたり月額 256,700円

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース
 ※ 産婦の利用率の算出方法
 宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

【平成26年度創設】

事業の目的

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

事業の概要

◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

◆ 内 容

- (1) 利用者の悩み相談対応やサポート
- (2) 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- (3) 妊産婦等をサポートする者の募集
- (4) 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- (5) 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- (6) 多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援）（R2～）
- (7) 妊産婦等への育児用品等による支援（R2～）
- (8) 出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応

「デイサービス（参加）型」：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

◆ 実施担当者

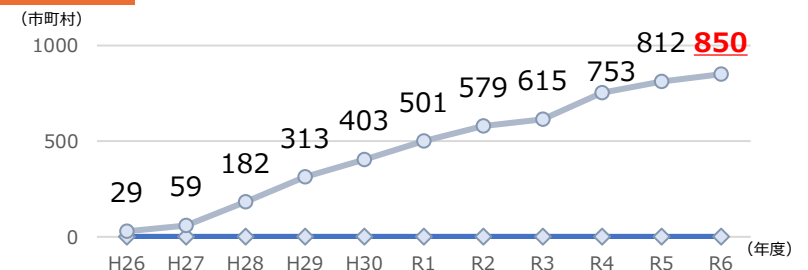
- ① 助産師、保健師又は看護師
- ② 子育て経験者、シニア世代の者等

※ 事業内容（2）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助基準額：月額169,300円～2,777,200円（人口により異なる）
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

事業実績



【令和3年度創設】

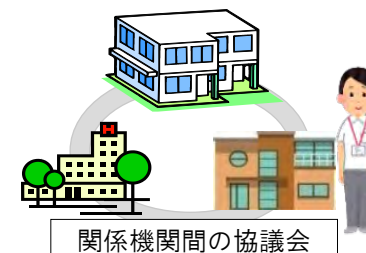
事業の目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

事業の概要

(1) 不妊症・不育症等ネットワーク支援加算

- ① 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者で構成される協議会等の開催
- ② 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- ③ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施



(2) ピア・サポート活動等への支援加算

- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施
- ※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3

【補助基準額】 (1) 月額 696,000円
(2) 月額 216,000円

事業実績

【実施自治体数】 27自治体

※令和6年度変更交付決定ベース

【平成26年度創設】

事業の目的

- こども家庭センター（※）の設置の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要の支援体制の強化を図る。（※こども家庭センターの旧子育て世代包括支援センター機能部分に限る。）
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

事業の概要

1. 市町村事業

- (1) 産前・産後サポート事業（H26～）
妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。
- (2) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業（H26～）
産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。
- (3) こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（H29～）
こども家庭センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

2. 都道府県事業

- ・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）
連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。
①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

実施主体等

【実施主体】 1. 市町村 2. 都道府県 【補助率】 1 / 2

現 状

無戸籍問題の現状

女性が夫との婚姻中や元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、民法の嫡出推定制度により、夫又は元夫が子の父と推定されることになるが、他に血縁上の父が存在することなどを理由として、子を出産した女性が出生の届出をしないため、子が戸籍に記載されないことがある。

▷ 無戸籍問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった**人間の尊厳に関わる重大な社会問題**であり、平成18年以後大きく取り上げられ、特に平成27年以後は省内に無戸籍者ゼロタスクフォースを設置するなど、対策を講じている。

令和7年12月10日現在の無戸籍者数

把握した無戸籍者の累計数	5,266人
解消された数	4,601人
無戸籍者の数	665人
(うち成年者)	210人

対 策

制度的対応

無戸籍問題を解消する観点から、嫡出推定制度の見直し等をした「民法等の一部を改正する法律」が、令和4年12月10日に成立した（12月16日公布）。

【改正法の概要】

- 嫡出推定規定を見直し、婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子は、前夫の子と推定するとの原則は維持しつつ、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定するとの例外を設ける。あわせて、女性の再婚禁止期間を廃止する。
- 嫡出否認権を、現行法の夫のみならず、子及び母にも認める。
- 嫡出否認の訴えの出訴期間を、現行法の1年から3年に伸長

▷ 改正法は、令和6年4月1日に施行

なお、子や母は、施行日から1年間に限り、施行日前に生まれた子について否認することが認められていた。

行政上の取組

子の出生前から無戸籍解消に至るまでの継続的な手続支援の推進

【対策の3本柱】

- ① 市区町村の窓口等から得られた情報により、各法務局において無戸籍者の情報を把握
 - ・ 出生の届出が遅れている子、現に無戸籍である者について関係機関等（児童相談所、家庭裁判所、法テラス等）と連携し幅広く情報収集
- ② 把握した情報に基づき、無戸籍者の母親等に寄り添った支援
 - ・ 解消に至る一連の手続に法務局等の職員が同行・支援し、当事者の負担を軽減
 - ・ 裁判費用等の相談があった場合には、法テラスで民事法律扶助制度について案内
 - ・ 市区町村等の地元機関と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援
 - ・ 民法改正の趣旨を踏まえ、無戸籍者等が適切に否認権を行使できるよう支援
- ③ 上記①・②に資するための関係機関との連携
 - ・ 法務省において、無戸籍者ゼロタスクフォース会議を開催し、関係省庁等と密接に連携
 - ・ 各法務局において、関係機関と協議会会議を開催し、密接に連携

学生のメンタルヘルスケア支援等

大学等への要請、関係省庁等との連携

◎ 大学等への通知や大学等の教職員が出席する会議等での累次にわたる要請

- ・学内の組織体制の整備（相談窓口の設置、学生から相談しやすい体制の構築）、カウンセラーや医師等の専門家や関係機関との連携、学生の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな対応、相談窓口の情報等が学生一人一人に行き渡る手段を確保するなど効果的な情報発信について依頼
- ・併せて、厚生労働省と連携し、自治体で設置する相談窓口やメンタルヘルスケアのサポートに役立つ情報や、「学生の自殺防止のためのガイドライン」（日本学生相談学会）等について、各大学等に周知

大学等の取組状況及び学生の悩み等の把握、好事例の展開

◎ 学生の修学状況（中退・休学）等に関する調査

- ・中途退学者・休学者の状況等について調査
- ・令和6年度では、令和5年度と比べて学生全体に占める中退者の割合は減少傾向、休学者の割合は変化無し（中退者：2.17%→2.10%、休学者：2.95%→2.95%）
- ・令和6年度では、主な中退理由は「転学・進路変更等」「学生生活不適応・修学意欲低下」「就職・起業等」、主な休学理由は「海外留学」「精神疾患」「経済的困窮」であり、いずれも前年度から傾向にあまり変化は見られなかった



◎ 大学における死亡学生実態調査

- ・近年、学生のメンタルヘルスの悪化が懸念される中、文部科学省において関係団体の協力の下、全国の国公私立大学・短期大学の学生における死亡の実態について調査・公表し、全ての大学・短期大学に周知
- ・令和5年度は、推定される自殺の背景として、最も多い「不明」を除くと、「学業不振」及び「進路に関する悩み」が多い（学業不振：8.3%、進路に関する悩み：6.1%）



◎ (独)日本学生支援機構「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」(隔年実施)

- ・学生のメンタルヘルスの支援を含む各大学等の学生支援の取組状況を調査
- ・ほぼ全ての大学等が学生に対する相談窓口を設置
- ・約9割の大学等がカウンセラーや医師等の専門家との連携を実施



◎ (独)日本学生支援機構「学生生活調査」(隔年実施)

- ・学生の不安や悩みを含めた学生生活状況を調査
- ・令和4年度は、不安や悩みについて、「希望の就職先や進学先へ行けるか不安だ」と回答した者の割合が最も高い（大学学部:68.6%、短期大学:58.4%、大学院(修士課程):48.8%、大学院(博士課程):48.4%、大学院(専門職学位課程):40.0%）



学生相談を担当する教職員への研修・普及啓発

◎ 大学等の教職員が出席する会議やセミナー等での研修・普及啓発

- ・(独)日本学生支援機構において、「心の問題と成長支援ワークショップ」等を毎年度開催



フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

雇用環境・均等局
在宅労働課フリーランス就業環境整備室
(内線5193)

令和8年度当初予算案 67百万円 (67百万円) ※()内は前年度当初予算額 ※中小企業庁・公正取引委員会の予算措置額を含む事業総額

労働特区			子子特区	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
約1/3				約2/3

令和8年度当初予算案 2.0億円 (2.0億円)

1 事業の目的

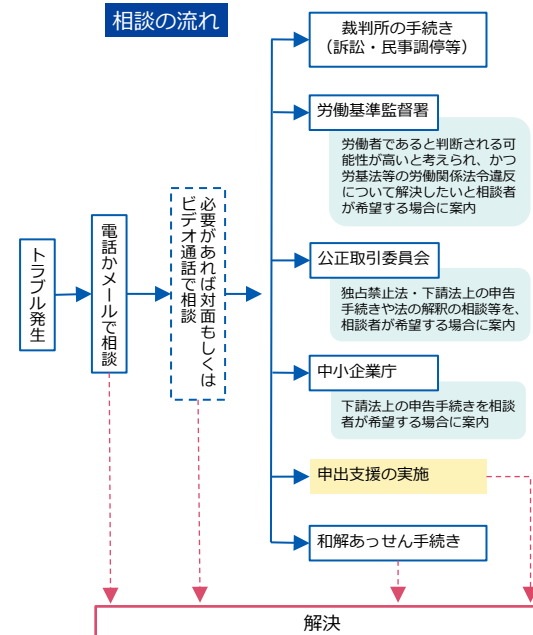
- フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、関係省庁と連携し、フリーランスと発注者との間の取引上のトラブルについて弁護士にワンストップで相談できる窓口である「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- 令和6年11月のフリーランス・事業者間取引適正化等法の施行により、国が行うフリーランスからの相談対応において大きな役割を担っている本窓口の重要性は増しているところ、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行っていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム等

【事業の概要】

フリーランスと発注者との間の取引上のトラブルについて、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)の設置、運営

- 弁護士による電話・メール・対面・Web相談の対応
- 和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
- フリーランス・事業者間取引適正化等法違反の疑いがあるとして行政機関への申出を検討しているフリーランスに対し、申出対象となる事案か否かの助言などの申出支援の実施



3 実施主体

民間事業者等 (委託事業)

4 事業実績

- 令和6年度相談件数: 12,323件
- 和解あっせん受付件数: 239件

就職支援プログラムによる早期再就職の支援

令和8年度当初予算案 27億円（28億円）※（）内は前年度当初予算額

うち、ハローワークインターネットサービスにおけるデジタル技術概念実証に係る調査研究等の実施 8.2億円（6.5億円）

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

- 早期再就職の緊要度が高い雇用保険受給者等に対し、就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施。また、業種間・職種間移動に対応した早期再就職を支援するため、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を図る。

2 事業の概要・スキーム等

全国の主要なハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、求職者の置かれた状況に応じた担当者制による就職支援を実施することにより、早期の再就職を図る。

また、ハローワークインターネットサービスにおいて、デジタル技術を活用した概念実証に係る調査研究等を行う。

《実施体制》

- ・就職支援ナビゲーター（早期再就職支援分） 379人 → 305人

《令和6年度実績》

就職支援ナビゲーターによる再就職支援プログラム開始者数 約10万人
再就職支援プログラム利用者の就職者数 約8.6万人
再就職支援プログラム利用者の就職率 85.9%

《主な支援内容》

- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ job tagを活用したキャリアコンサルティング 等



令和8年度当初予算案 45億円（42億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。
子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援

設置箇所	マザーズハローワーク	23か所	(前年度同数)
	マザーズコーナー	183か所	(前年度同数)
実施体制	職業相談員	239人	(前年度同数)
	就職支援ナビゲーター	325人	(前年度同数)
	求人者支援員	33人	(前年度同数)

事業実績

令和6年度重点支援対象者 就職件数
62,428件



支援内容

- 一人ひとりの状況に応じた きめ細かな就職支援
担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを配置（23か所）。
- 求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供
- 就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施
- 各種就職支援サービスのオンライン化の推進
子育て中の女性等が自宅でも求職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク及び主要なマザーズコーナー（68か所）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。

マザーズハローワークへの誘導

・SNS・HPによる
情報発信

・動画を活用した
周知・広報の実施

・キッズコーナー等の整備

・アウトリーチ型支援の
実施（出張相談・出張セミナー）



ハローワーク

・職業相談
(担当者制・予約制)
オンライン職業相談

就職支援メニューの提供

・職業紹介
オンライン職業紹介

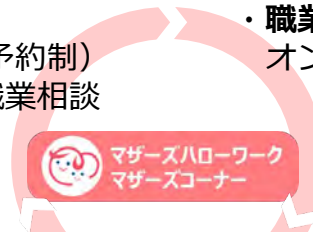
・オンライン求人情報提供

・仕事と子育てが両立しやすい
求人情報の収集・開拓

・セミナー（面接対策等）
パソコン講習

・オンラインセミナー・面接会

・保育情報や子育て支援
サービス情報の提供



子育て中
の女性等

ハローワークにおける専門家による巡回相談

令和8年度当初予算案 1.4億円（1.3億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子会特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

ハローワークを利用する求職者の中には、きめ細かな就職支援と同時に、就職に関連した様々な生活支援等（心の健康相談、多重債務問題、社会保険関係、税金関係等）を必要としている者が少なくない。

このため、各地域の求職者のニーズを踏まえつつ、ハローワークにおいて、臨床心理士、弁護士、社会保険労務士、税理士等の専門家による巡回相談を実施。

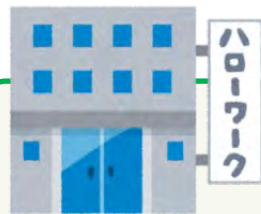
2 事業の概要等

求職者

- ・ 雇止め等による予期せぬ失業
- ・ 業績悪化等による失業への不安等



来所



ハローワーク

- ハローワーク職員によるきめ細かな職業相談を実施
- 相談過程で心の不調により就職活動に支障を来す者（※）を把握し、専門家による相談に誘導
※将来への不安を抱える求職者、高いストレス状態にある者、うつ状態に陥るおそれのある者 など
- 誘導後も並行して再就職に向けた職業相談を実施

誘導

専門家による巡回相談を実施

- ・ 臨床心理士、産業カウンセラー、精神保健福祉士等の専門家へ委嘱
- ・ 予約制により、ハローワーク内で専門家による個別相談を実施



再就職に向けた円滑な就職活動の支援

就職



求職者のストレスチェック及びメール相談事業

令和8年度当初予算案 5百万円（5百万円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

ハローワークを訪れる求職者の中には、失業していることにより高いストレス状態に置かれている者がみられる。

高いストレス状態が長く続くことは、求職活動を進める上で好ましいことではなく、支障を来すことも多いことから、ストレスによって引き起こされる心の焦りや不安などの軽減を図ることで、早期再就職支援を促進することが必要。

このため、以下の取組を民間事業者に委託して実施

- ①求職者自らが現在のストレス状態を把握するための「ストレスチェックシート」を記載したリーフレットを作成・配布
- ②特にストレス状態が高い求職者に対しては、専門家による「メール相談」を受けられる体制を整備

2 事業の概要等

支援サービスの内容

- ①「ストレスによって生じる心配や不安な気持ち（例）」、「ストレスチェックシート」等を記載したリーフレットを作成・配布
※求職者自らがチェックシートの設問に答えることで、現在のストレス状態が把握できる。

次のような心配や不安な気持ちで困っていませんか？

- 就職活動をしているが自信がまったく持てない…
- ちゃんと働いていけるのかとても心配…
- どんな仕事をしていいのかわからない…
- 家族や周囲になかなか理解してもらえない…
- 就職したものの、職場でうまくいかずつらい…

ストレスチェックシート（裏面）を活用して現在のあなたのストレス状態をチェックしてみてください。

つらい悩みや不安を抱えている場合は
専門家に相談してみませんか？

【厚生労働省委託】 求職者のストレスチェック及びメール相談事業 [詳しくは裏面をご覧ください](#)

step
01

ストレス状態をチェックしてみましょう

最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。
最もあてはまる数字に○をつけてください。

設問	ほとんど なかった	ときどき あった	しばしば あった	ほとんど いつもあった
Q1. ひどく疲れた	1	2	3	4
Q2. へとへとだ	1	2	3	4
Q3. だるい	1	2	3	4
Q4. 気がはりつめている	1	2	3	4
Q5. 不安だ	1	2	3	4
Q6. 落ち着かない	1	2	3	4
Q7. ゆううつだ	1	2	3	4
Q8. 何をしても面倒だ	1	2	3	4
Q9. 気分が晴れない	1	2	3	4
Q10. 食欲がない	1	2	3	4
Q11. よく眠れない	1	2	3	4

※「職業性ストレスチェック結果調査票」より抜粋

step
02

ストレス状態を採点してみましょう

○をつけた数字を合計してください。
合計が31点以上の方はストレスが高い状態です。

合計 点

- ②「求職活動」をはじめ、「職場」、「仕事」、「自分の性格」等に関する悩みについて、一人ひとりの相談内容に応じて、専門家による助言・アドバイスのサポートをメールを通じて実施

ストレスの程度に関わらず、求職活動を進める中でつらい悩みや心配ごとがある方は下記のURLまたは二次元バーコードへアクセスしてみてください。
専門スタッフがサポートいたします。相談内容が外部に漏れることはありません。

メール相談

専門スタッフがあなたの悩みを受け止め
ストレス軽減に向けて助言・アドバイスをメールで行います



下記URLまたは二次元バーコードへアクセスし
相談内容などを専用ページから送信してください

- 平日は原則として2日以内に回答いたします。
- 土日・祝日・お盆前後・年末年始は回答が遅くなります。あらかじめご了承ください。
- 3日以上経っても回答がない場合、「ご入力いただいたご自身のメールアドレスが間違っていた」等の理由が考えられます。お手数ですが、再度専用ページに相談内容などをご入力いただき、送信をお願いします。

令和8年度当初予算案 2.8億円 (3.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、常用雇用への移行を目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

2 事業の概要・スキーム

【対象労働者】

- 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者
- 離職している期間が1年超の者
- 育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者
- 60歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者
- 特別の配慮を要する者（母子家庭の母等、生活保護受給者、生活困窮者等）

【支給額】

月額4万円（最大3か月）

- ※ 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額5万円となる。
- ※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第2期から受給が可能。
- ※ 令和8年度より、生活保護受給者・生活困窮者について、週20時間以上の試行雇用も対象とするとともに、トライアル雇用助成金と特定求職者雇用開発助成金（第2期）の受給を可能にする。

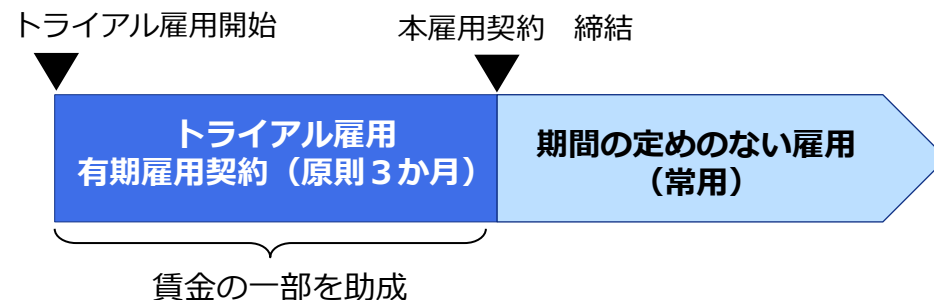
3 実施主体等

実施主体：国

事業実績：支給決定件数（令和6年度）

- ・ 支給人数：1,926人
- ・ 支給決定額：2.1億円
- ・ トライアル雇用開始者数：2,099人
- ・ 常用雇用移行率：71.3%

【助成のイメージ】



基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和8年度予算案 地域生活支援事業費等補助金 505億の内数（502億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記されるとともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げているところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

令和5年度以前	令和6年度以降（令和6年度は経過措置あり）
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 （注）社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする （注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内、市町村1/4

障害者差別の解消に向けた相談窓口事業（内閣府政策統括官（共生・共助担当））

令和8年度概算決定額 **0.35億円**（令和7年度予算額 0.35億円）

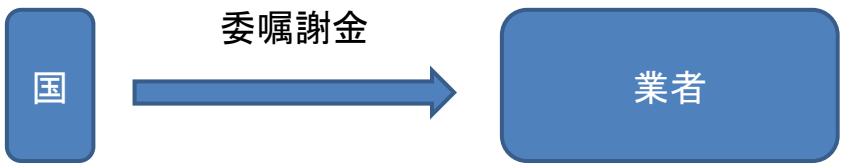
事業概要・目的

- 障害者差別解消法の付帯決議や基本方針に基づき、障害者差別に関する相談を適切な相談窓口「つなぐ役割」を担う国の相談窓口である「つなぐ窓口」について、令和5年10月から令和7年3月まで試行実施し、令和7年度から本格的に運用を開始しました。
※試行期間中の相談受付：4,602件（うち自治体への取次551件）
- 各自治体におけるワンストップ窓口の設置割合は半数に留まり、地方自治体における相談体制の整備が十分といえない状況にあります。「つなぐ窓口」を継続することで、国及び地方が連携協力した相談体制を確保する必要があります。
- 障害の種別によっては、最寄りの役所を訪れることや電話による意思疎通が難しいケースがあります。また、障害特性や自身が経験した辛い思い、他者に説明する経験の無さから十分に内容を伝えることができない相談者もいます。「つなぐ窓口」において、チャット等の様々な相談ツールの提供や、専門性の高い人材による対応によって、相談者の主訴を汲み取り、適切な相談対応を行います。
- 一方で、相談時の迅速な回答や対応等が、障害者団体や相談者から求められており、窓口対応の迅速化や応答率の向上、適切な窓口への紹介が必要となります。

事業イメージ・具体例

- 「つなぐ窓口」において、電話・メール等により相談を受け付け、相談者に対して「障害者差別解消法」に関する説明や、相談者の希望等に応じて、適切な地方自治体・各府省庁等の相談窓口と調整を行い、事案を取り次ぎます。相談件数・相談事案については、集計・整理、進捗管理を行い、結果を分析します。
- 蓄積された事例等を参照し、対応の迅速化や回答率の向上、効果的な対応の提案等に結びつけることを目指します。対応の迅速化・効率化と併せて、対応回線数を増加させることで、より多くの相談に対応します。
- チャット等の相談ツールの充実により、様々な障害当事者の相談に対応します。
- 週1回となっているスーパーバイザーの配置する日を増やし、エスカレーション案件の発生を抑えるとともに、迅速かつ適切な対応を行います。

資金の流れ



期待される効果

電話やメール等によって、多様な障害特性に対応できる専門性の高い相談窓口を内閣府に設置し、差別に係る障害者の相談を権限のある適切な官公庁につなげ、障害者差別事案の解決を図ります。

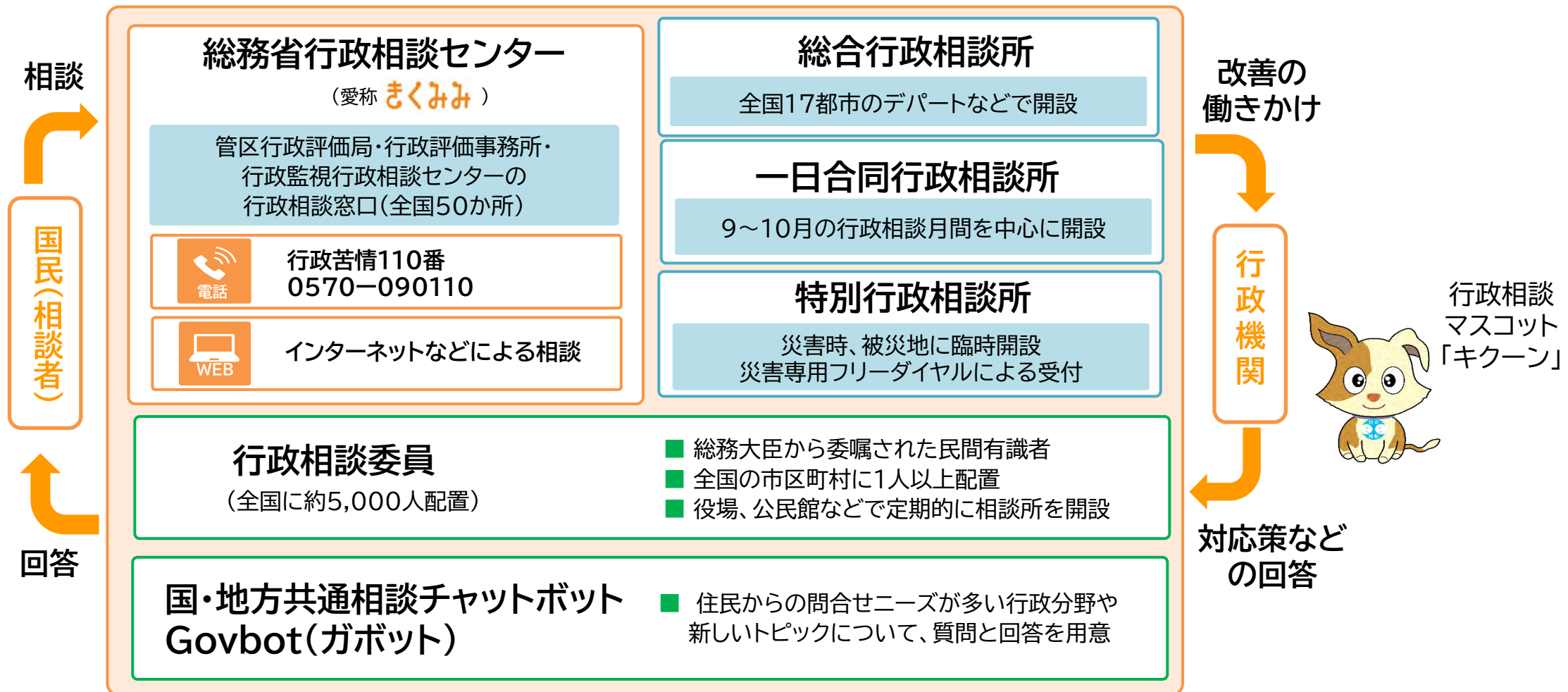
「つなぐ窓口」に寄せられた相談の蓄積・分析や好事例の収集を通して、相談者・事業者・自治体の対応力向上を図ります。

行政相談

令和8年度当初予算(案):743百万円の内数

【概要】

- 国の行政に関する照会、苦情、意見・要望など、どこに相談したらよいか分からないものを含め、幅広い分野の相談を様々な窓口で受け付け、相談内容の解決、行政の制度・運営の改善を図る。
- 相談は無料で、秘密は厳守。
- 令和6年度は、約13.7万件の相談を受付。



関連施策との連携等

行政相談は、困っている方々の相談に寄り添い、社会のセーフティネットとしての機能を有しており、孤独・孤立対策、外国人対応、ギャンブル等依存症対策、自殺対策等の政府の総合政策においても、関係機関との連携を図りつつ、個々の相談に対応する役割を担っている。

孤独・孤立対策については、孤独・孤立問題を抱える方などに対してWeb広告を活用した広報を実施する。

地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和8年度当初予算案 33億円 (32億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺者総数については、令和6年は過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2,2/3,10/10>

- 対面・電話・SNS相談等の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進(拡充)

等

<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10>

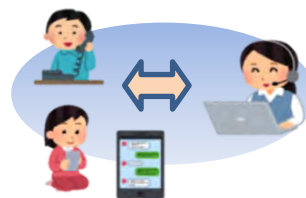
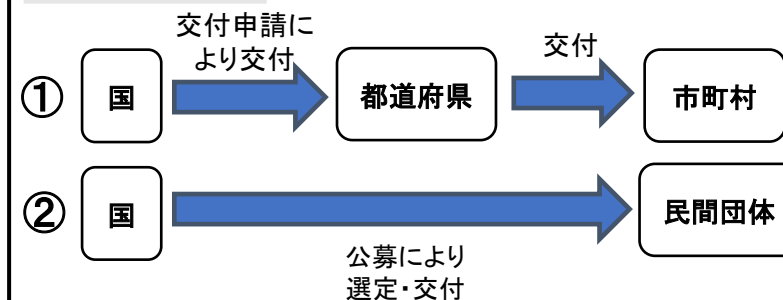
- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援

等

3 実施主体等

- 実施主体:①都道府県・市町村
(交付率:1/2,2/3,10/10)
:②民間団体
(交付率:10/10)

資金の流れ



国家公務員の心の健康づくり（内閣官房内閣人事局）

令和8年度概算決定額

0.12億円

（令和7年度予算額

0.12億円）

事業概要・目的

○ 職場環境の変化、職務内容の多様化・複雑化、テレワーク等新たな働き方の進展の中での心の健康への影響に伴う職員のストレス要因の増加に鑑み、職員一人一人の心の健康の保持増進、心が不健康な状態への早期対応及び円滑な職場復帰の支援と再発防止を目的として、以下のセミナー等を実施しています。

①管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー

対象：国の機関の管理監督者

②カウンセラー・相談員のための講習会

対象：国の機関のカウンセラー・相談員

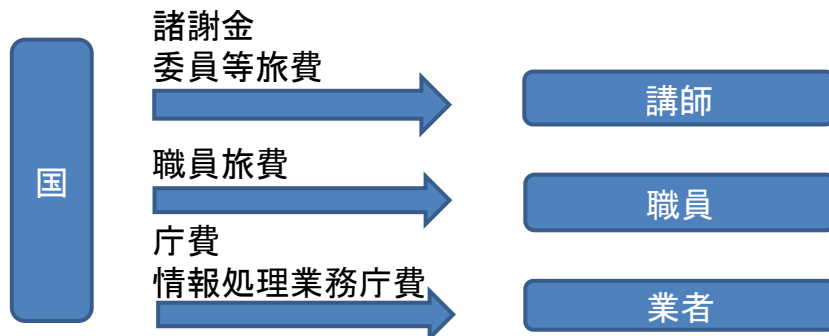
③メンタルヘルス対策のための「eラーニング」

対象：新任幹部級・新任課長級職員・新任管理者等

事業イメージ・具体例

- ① 管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー
管理監督者としての、心が不健康な職員への対応方法等を学びます。
- ② カウンセラー・相談員のための講習会
カウンセラーの役割、カウンセリングに関する基礎的知識を学び、実践的演習を通じて相談者への対応方法を習得します。
- ③ メンタルヘルス対策のための「eラーニング」
メンタルヘルスケアに関する基礎的な知識・理解を深めます。

資金の流れ



期待される効果

- メンタルヘルスに関する知識・理解が深まることで、心が不健康な状態となることの未然防止や早期対応が可能となるほか、長期病休となった職員の円滑な復帰支援が期待されます。
- 上記①、②においては、参加者による意見交換、発表が行われるため、各府省の問題意識、好事例が共有されることで、自府省の取組改善につながります。

孤独・孤立対策に関する防衛省・自衛隊における取組

1 カウンセリング・相談体制の充実（令和8年度予算案：約2.5億円）

(1) 現状

- 防衛省・自衛隊で発生した自殺事故の原因や傾向を分析したところ、不幸にして自殺により亡くなった職員は、臨床心理士などの専門家によるカウンセリングを利用した者があまりいないことが確認されている。

(2) 具体的取組

- 上記の現状を踏まえ、臨床心理士などの専門家の助けを得ることが重要であるという認識の下、カウンセリング・相談体制の強化を図るため、防衛省・自衛隊では次の取組を実施している。
 - 職員の悩みの深刻化を未然に防止するため、各駐屯地等に部内相談員、部内カウンセラー及び臨床心理士を配置するとともに、部外から民間のカウンセラーを招へい
 - 職員の複雑な悩みに対応するため、部内相談員・部内カウンセラーに対して、カウンセリング能力の向上を目的とした教育を実施
 - カウンセリング等の利用啓発のため、健康状態に問題がない職員も含め、多くの職員にカウンセリング体験を積極的に実施するよう推進
 - 職員を円滑に相談させられるよう、上司とカウンセラー等の連携を促進
 - 若年層を主な対象として、悩みの早期解消を図るため、SNSの中でも利用率が高いLINEを活用した相談窓口を設置



自殺事故防止ポスター



令和7年度 防衛省職員ホットライン 相談期間
令和7年 4月1日(火)～令和8年 3月31日(火)
期 間 平日 17時～21時まで（毎週土曜日は20時30分）
土・日 10時～19時まで（毎週祭日は18時30分）
対 象 防衛省職員（防衛大学校、防衛医科大学校高等工科大学の学生含む）
相談員 部外のカウンセリングの専門家
問い合わせ先 人事教育局 相談管理室
問い合わせ先 人事教育局 相談管理室 03-3266-3111（内線29315）

LINEを活用した相談窓口

「こころの健康相談室の運営」

令和8年度予算(案)額 4,379千円

政府方針・現状

(政府方針)

○令和7年度における人事管理運営方針

(4)職員が安心して働くことのできる職場環境の整備

心の健康づくり、ハラスメント防止対策、執務室における適切な温度管理等、**職員の心身の健康の保持増進を図り、活力ある公務組織の基盤を実現する。**

○孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画

こころの健康相談室の運営【人事院】

【目標及び達成の期間】(前略)**各地域の心の悩みの相談を希望する職員が相談しやすい環境を整えることにより、孤独感・孤立感を含む職員の問題の解決を図り、職員のこころの健康づくりに資することを旨とする。**

(現状)

・**国家公務員の心の健康の問題による長期病休者数は増加傾向にあり、令和5年度現在、年間5,000人以上、全職員の2%を超える。**

・**同長期病休者の約3割が2回目以上**

などの状況であり、「心の健康」に関しての対策が必要。

事業概要・目的

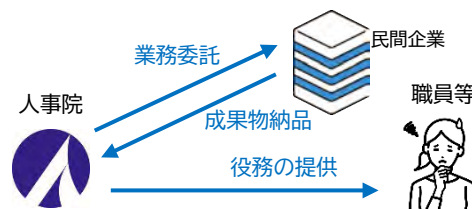
「こころの健康相談室」は、職員の心の不調を早期に発見して対応するため、一般職国家公務員やその家族、職場の上司等を対象として、職員自身、家庭、職場における部下等に関する悩みの相談に専門医等が応じる

職員の心の問題の解決を図り、公務能率の増進及び各府省における心の健康づくり対策の推進等に寄与する

事業イメージ・具体例

全国の職員が最寄りの地方事務局(所)で相談を受けられるよう、本院及び全国の地方事務局(所)に窓口を設置している。

また、相談のため本院及び地方事務局(所)を訪れることが時間的・地理的な事情で困難な職員や、対面による相談に抵抗のある職員がオンラインで心の健康について相談できる機会を確保するため、令和4年度より一部の窓口でオンライン相談を導入し、令和5年7月には、全ての窓口でオンライン相談を拡充している。



(参考)
周知用
ポスター



期待される効果

- 相談を希望する職員が相談しやすい環境を整えることにより、「こころの健康相談室」への相談が増えることで、職員の心の不調を早期に発見して適切に対応することができる。また、これにより、長期病休者の増加に歯止めがかかることが期待される。

メンタルヘルス対策サポート推進事業(相談窓口設置・相談員派遣)

事業概要

職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けに、個別事案への対応方法、メンタルヘルス対策のための体制づくりや計画の策定方法、ストレスチェックの実施方法等を含めたメンタルヘルス対策全般にかかる相談窓口を設置し、専門の相談員(臨床心理士等)がアドバイスを行う。

また、相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を地方公共団体等に派遣し、アドバイスを行う。

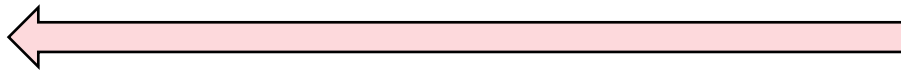
対象者

地方公共団体等の管理職員※、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

※ 人事・職員厚生担当課以外の管理職員も対象となります。

サポート

(メンタルヘルス対策の実施、契約などに関すること)



地方公務員災害補償基金
メンタルヘルス対策サポート推進室



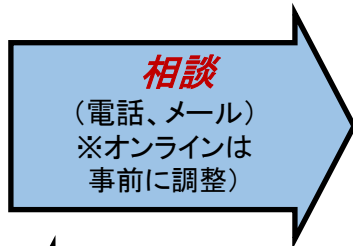
地方公共団体等

【相談事例】

- ・メンタルヘルス不調者等に対する個別具体的な対応策
- ・ハラスメント事案に対する対応
- ・ストレスチェックの実施方法
- ・職場のメンタルヘルス全般に関すること等

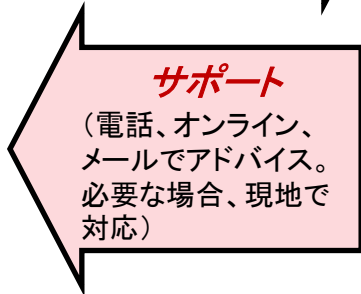
相談

(電話、メール)
※オンラインは
事前に調整



サポート

(電話、オンライン、
メールでアドバイス。
必要な場合、現地で
対応)



地方公務員安全衛生推進協会 (メンタルヘルス対策サポート窓口)

- ・電話、オンライン相談受付:原則週2日【月・木】
10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
電話番号:03-5213-4310(専用ダイヤル)
※相談受付日は、協会ホームページに掲載
※オンライン相談は、Teams、Zoom等を使用
- ・メール相談受付:全日24時間
アドレス:menherusodan@jalsha.or.jp(専用アドレス)
- ・必要な場合、相談員を派遣

<窓口担当者>

- ・メンタルヘルス相談員



※相談事例をとりまとめ、
ホームページ等で情報発信

DV被害者等セーフティネット強化支援事業

令和8年度概算決定額 **3.1億円**
(令和7年度予算額 3.1億円)

事業概要・目的

- 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援については、
 - ・配偶者暴力支援センターへの相談件数が令和2年度に過去最高となって以降、高水準で推移（年間約12万件）。
 - ・令和6年4月に、保護命令制度の拡充や協議会の設置等を定めた改正配偶者暴力防止法が施行。など、継続的にDV相談の件数増加や多様化が懸念される状況にあり、財政面、人的基盤等が厳しい状況にある民間シェルター等の官民連携による活動の促進や、相談体制の充実などが更に重要になっています。
- 「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」においても、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組を支援すること、改正法に係る周知広報や研修を実施すること、地域における相談対応を支援すること等としています。

事業イメージ・具体例

- 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）
交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の取組を促進するための経費
 - ①受け入れ体制整備 ②専門的・個別支援
 - ③切れ目ない総合的支援
 - ④加害者プログラムの実施 等
- 交付率：国3/4

- 配偶者暴力相談全国共通番号（#8008）の運用



性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和8年度概算決定額 477百万円】

(令和7年度補正予算額 230百万円 令和7年度予算額 497百万円)

目的

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県等が取り組む事業(センター運営の安定化、支援の質の向上のための取組等)に要する経費を補助し、各地域の被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

[交付先] 都道府県、政令指定都市、中核市

[対象経費 (交付率)] ※他の国庫補助制度を適用可能な場合は他制度優先 (本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

(1) 相談センターの運営費等 (1/2)

①相談センターの運営(相談員等の人件費(処遇改善に要する経費を含む)、コーディネーターの配置、24時間対応への取組、夜間休日コールセンターとの連携等)、②医療従事者・相談員等への研修、③広報啓発、④関係機関との連携強化、⑤被害者の法的支援、⑥連携・協力する医療機関における支援環境の整備(医療機関への負担金、医師等への謝金等)、⑦先進的な取組(SNS相談、外国語対応等)、⑧こども・若者・男性被害者の支援、⑨災害時の運営継続のための取組 ※拠点となる病院を有するセンター等には加算措置がある。

(2) 被害者の医療費等 (1/3)

緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、人工妊娠中絶に要する経費等

(3) AV出演被害防止・救済に関する法的支援 (全額)

事業スキーム

内閣府

交付金

都道府県等 ※この事業の地方負担に対しては、地方交付税措置が講じられる。

- ① 相談センターの運営費等
- ② 被害者の医療費等
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等

性暴力被害者等相談体制整備事業

令和8年度概算決定額 0.1億円
(令和7年度予算額 0.2億円)

事業概要・目的

- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知を図ることとされています。
- 性犯罪・性暴力被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けることができるよう、全国共通番号（#8891）の通話料無料の運用を図り、相談者の利便性の向上を図ります。

事業イメージ・具体例

- 全国共通番号（#8891）の無料運営により、相談しやすい環境を作るとともに、必要な支援につなげるため、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの電話につながります。
- また、同番号の周知を図るため、広報用携帯カード等を作成し、地方公共団体等に配布します。



都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる 全国共通番号「#8103（ハートさん）」

令和8年度予算案
10,544千円

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたところ、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等を図る必要。



性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、

- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用
- 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知を実施している。

性犯罪被害相談電話
シャープ ハートさん
#8103
（発信場所を問わず都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。）

あなたのために
寄り添いたい

ひとりですら
悩まずに
まずは相談して
みませんか

「聞いてね！」
相談専用キャラクター
「ギョッとちゃん」

警察庁
National Police Agency

性暴力に関するSNS情報
#8891

カウンセリング体制の整備

犯罪により精神的被害を受け、心理学的立場からの専門的なカウンセリングを必要としている犯罪被害者等に対し、その精神的被害を軽減するため、次のとおり、カウンセリング体制を整備している。



カウンセリングに関する専門的技術を有する 職員の配置

警察庁において、公認心理師等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう都道府県警察を指導している。

令和7年4月現在、全都道府県警察で計209人（うち公認心理師等170人）の部内カウンセラーを配置している。

カウンセリング費用の公費負担制度

平成30年度までに、全都道府県警察で犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、公認心理師等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度を整備している。

部外カウンセラーとの連携

その他、民間の精神科医やカウンセラーとも連携を図っている。



民間被害者支援団体は、警察や関係機関と連携を図りながら、

○ 犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動

○ 電話相談、面接相談

○ 病院や裁判所等への付添い

○ 被害者・遺族の自助グループ支援

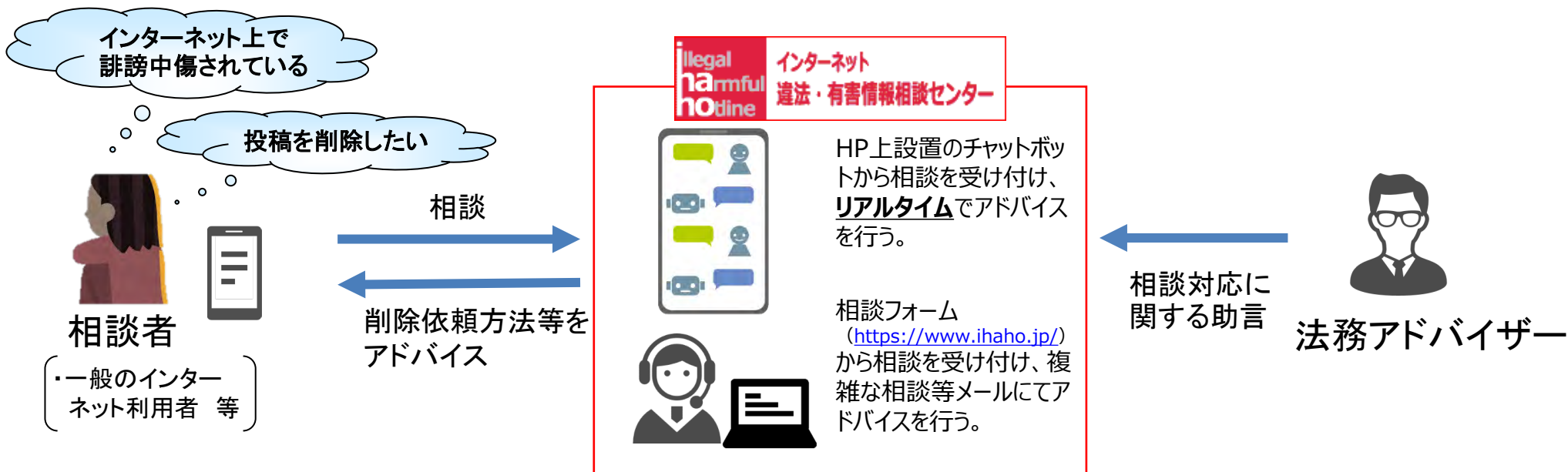
○ ボランティア相談員の養成・研修

等の活動を行い、被害者の精神的被害の回復等被害の早期軽減に大きな役割を果たしている。

インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負

8年度当初予算(案):420百万円の内数
(7年度予算額:420百万円の内数) 0
※6~8年度 3カ年国庫債務負担行為

○ インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての的確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を平成21年度より総務省事業として設置・運営。



(参考)インターネット上の違法・有害情報の分類

1.権利侵害情報

- ・〇〇はセクハラをしている(名誉毀損)
- ・音楽ファイル(著作権侵害)

3.公序良俗に反する情報

- ・人の尊厳を害する情報(殺害画像、死体画像等)
- ・自殺を誘引する書き込み

2.その他の違法情報

- ・児童ポルノ・わいせつ物
- ・麻薬売買の広告

4.青少年に有害な情報

- ・アダルト、出会い系サイト
- ・暴力的表現

令和8年度外国人受入環境整備交付金の概要について

概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 対象団体

全ての都道府県及び市町村

- ※ 地方自治法に定める特別区を含む
- ※ 複数団体による「共同方式」も交付対象

■ 対象経費

整備事業：新たな一元的相談窓口体制の構築
 又は体制の拡充に必要な経費
 運営事業：一元的相談窓口体制の維持・運営
 に必要な経費

■ 交付率

原則として必要な経費の2分の1
 （共同方式により整備事業を行う場合は10分の10）

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされている

■ 交付限度額

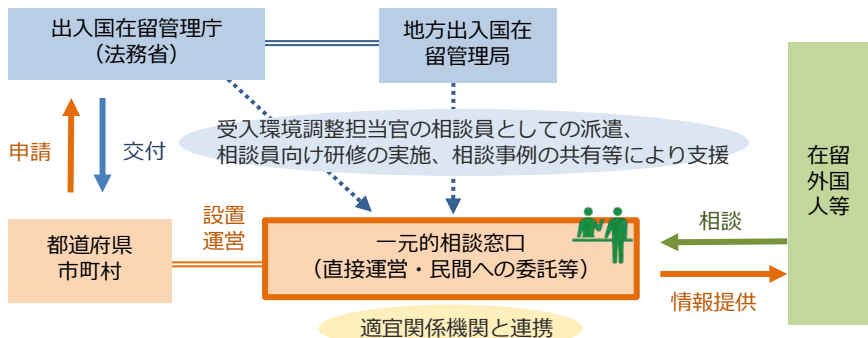
○整備事業

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	-	1,000万円
	5,000人以上	1,000万円
市町村	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

○運営事業

区分	外国人住民数	交付率	
		単独方式の場合	共同方式の場合
都道府県・市町村	20,000人以上	1,000万円	1,200万円
	10,000人～19,999人	900万円	1,080万円
	5,000人～9,999人	800万円	960万円
	2,000人～4,999人	500万円	600万円
	1,000人～1,999人	300万円	360万円
	1,000人未満	200万円	240万円

事業スキーム



令和8年度の主な取組

- 令和7年度は相談件数に基づく人件費限度額を設定したが、令和8年度は外国人住民数等を考慮した物件費を含む一定額（ベース額）に、相談件数が多い地方公共団体にはその件数に応じて加算する算定方法を採用。（物件費についても、上記ベース額及び加算額の範囲内で交付。）
- 都道府県で交付金事業を行う場合、一元的相談窓口のない地域からの相談も受け付けるなどの広域対応を実施する旨を交付要綱及び取扱要領に追記。
- 運営事業について交付限度額の区分の細分化、整備事業の交付率の改定（共同方式以外は1/2）、共同方式における交付限度額及びベース額の引き上げ。
- 令和7年度補正予算（2.19億円）により、一元的相談窓口におけるアウトリーチ型オリエンテーションを試行実施。

「更生保護に関する地域援助」について

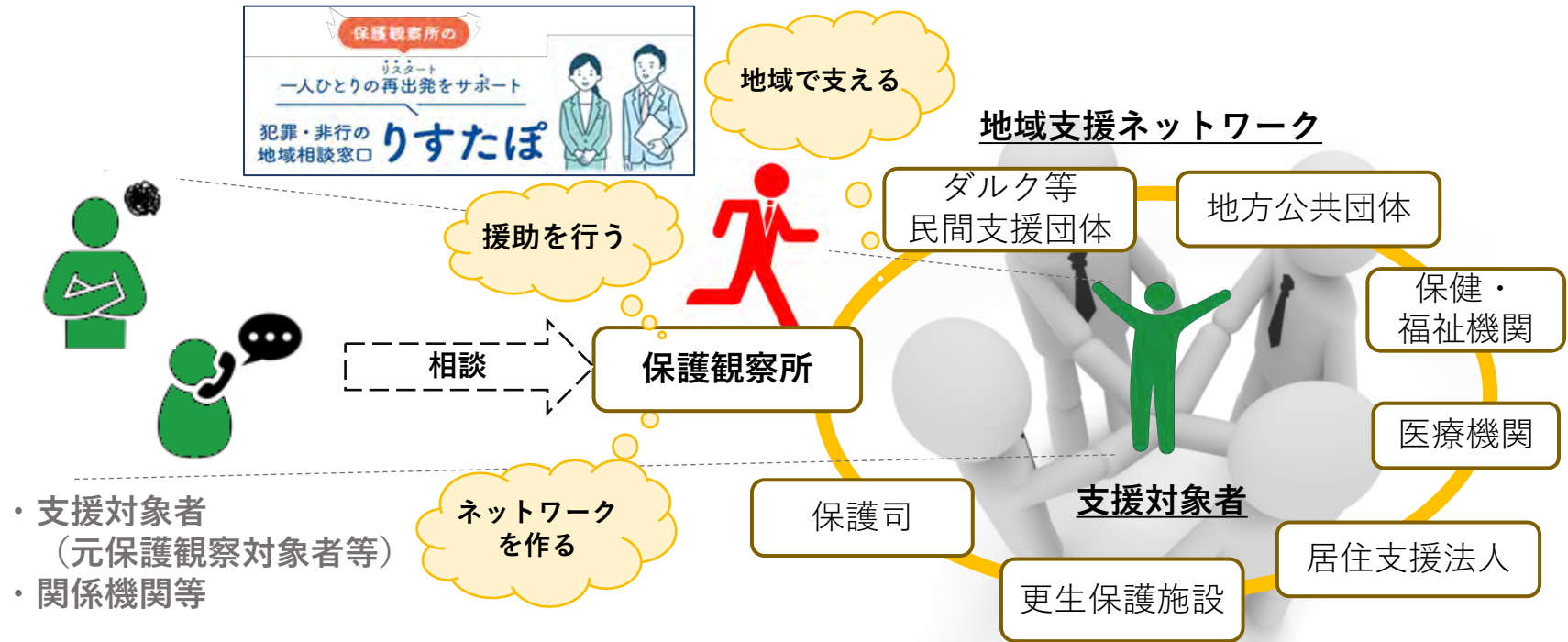
【R8予算(案)額
37,911千円の内数】

“息の長い”支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

【更生保護に関する地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う

保護観察所の取組（更生保護に関する地域援助）



保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む

在外邦人の孤独・孤立に係るチャット相談窓口の業務委託（外務省領事局海外邦人安全支援室）

令和8年度概算決定額 5,778千円
（令和7年度予算額 6,409千円）

事業概要・目的

○ 外務省は、在外邦人の孤独・孤立問題にきめ細やかに対応するため、国内NPOと連携した取組を開始した。これらのNPOの一つによれば、外務省との連携以降、在外邦人から寄せられる相談数は増加しており、ポスト・コロナに向けた海外渡航者数の回復に伴い、今後は相談数が更に増加していくことが予想されている。

○ 国内のNPOは、増加する相談案件に対応することで手一杯の状態にあり、海外特有の相談対応に慣れない相談員も多く、在外邦人からのチャット相談に十分な形で対応できていないのが現状。NPOの海外安全にかかる相談能力の向上は急務となっている。なお、これらの相談対応をまとめた報告書は、今後の海外における孤独・孤立の実態把握にも繋がることが期待される。

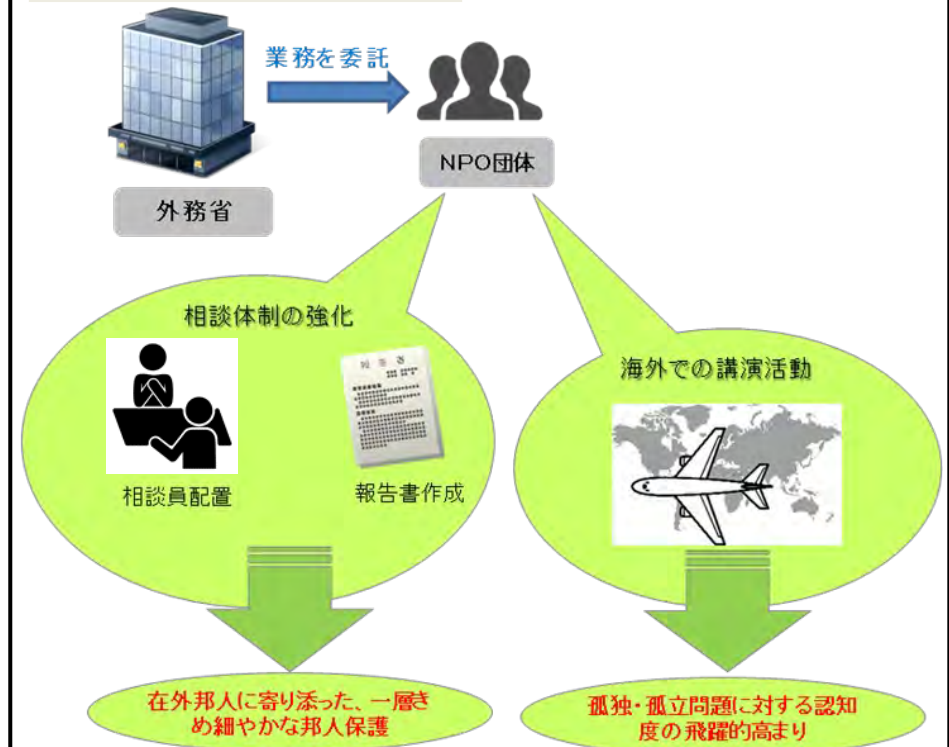
○ また、在外邦人の間では、孤独・孤立問題に対する感度・理解度が国内に比べ高くなく、専門家でない外務省職員による本問題の認知度向上の取組には限界があり、実際に相談に応じているNPO団体が海外に出張して講演会活動を行うことで、本問題の海外における認知度の飛躍的向上が期待できる。

○ 根拠となる政策等：

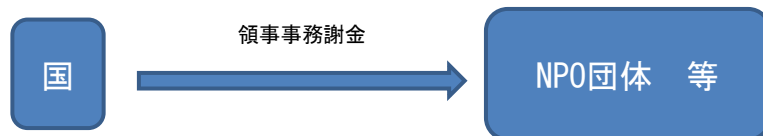
➢ 第1回孤独・孤立対策推進本部における岸田総理発言（令和6年4月19日）抜粋
「関係大臣におかれては、既存の施策の運用改善や新規施策の検討など、更なる推進につながる取組をしっかりと検討してください。」

➢ 参議院予算委員会における林外務大臣（当時）の答弁（令和5年3月1日）抜粋
「・・・外務省としては、在外邦人から寄せられる様々な相談にきめ細やかに対応していくためには、在外公館職員による対応に加えて、相談対応の最前線に立つNPOの活動にしっかりと寄り添うことが重要と考えており、必要な施策を不断に検討して参りたいと思います。」

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- チャット相談を受け付けているNPOの能力向上により、海外からの相談に対応する体制が強化され、在外邦人に寄り添った一層きめ細やかな邦人保護が可能となる。
- NPOが海外での講演活動を行うことで、孤独・孤立問題の認知度を飛躍的に高めることができる。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和8年度予算額(案)
(前年度予算額)

88億円
86億円)



- ◆「チーム学校」の考えの下、教師とSC・SSWの連携・協働による**学校における支援体制の充実**
- ◆教育委員会による**SNS等を活用した相談体制等の充実**や、課題に応じた**地域の関係機関等との連携促進**
- ◆不登校支援の核となる**教育支援センターへの配置の充実**及び、スーパーバイザーの指導・助言による**SC・SSWの支援の質の向上**

スクールカウンセラー等活用事業

令和8年度予算額(案) 6,350百万円
(前年度予算額 6,212百万円)
事業開始年度: H7~(委託)、H13~(補助)

- ・児童の**心理**に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・公認心理師、臨床心理士等

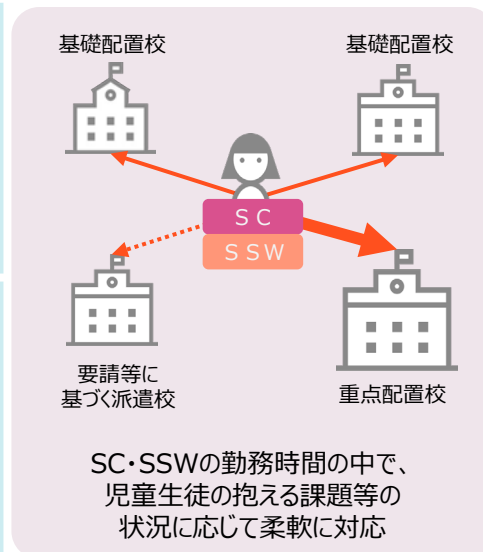
- 基礎配置 全公立小中学校 (4時間/週)
- 重点配置 **11,300校** (+4時間/週)
 - いじめ・不登校対策 : 7,000校
 - 虐待対策 : 2,000校
 - 貧困対策 : 2,300校
- **教育支援センター** 35日・**105日/年**(← 35日/年)
- **スーパーバイザー** **101人**(← 67人) 等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和8年度予算額(案) 2,468百万円
(前年度予算額 2,428百万円)
事業開始年度: H20~(委託)、H21~(補助)

- ・児童の**福祉**に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・社会福祉士、精神保健福祉士等

- 基礎配置 全中学校区 (3時間/週)
- 重点配置 **11,000校** (+3時間/週)
 - いじめ・不登校対策 : 5,000校
 - 虐待対策 : 2,500校
 - 貧困対策 : 2,500校
 - ヤングケアラー支援 : 1,000校
- **教育支援センター** **63日/年**(← 42日/年)
- **スーパーバイザー** **101人**(← 67人) 等



<事業内容>

- 学校や教育支援センター等における、不登校やいじめをはじめとした児童生徒やその保護者等が抱える様々な課題の解決・改善に向けた支援を行う。
 - ・**スクールカウンセラー(SC)**は、児童生徒へのカウンセリングや情報収集・見立て(アセスメント)、教師・保護者への助言・援助(コンサルテーション)のみならず、例えば、自殺防止教育において、児童生徒の「相談する力」や「心の危機に気付く力」を育成するなど、課題の未然防止に資する取組を行う。
 - ・**スクールソーシャルワーカー(SSW)**は、児童生徒や保護者のニーズを把握し、状況に応じた目標や支援計画を立てるとともに、例えば、虐待や貧困、ヤングケアラー、交通事故を含む犯罪被害者支援など様々な関係機関が実施する施策の情報を集約し、関係機関との連携・調整等を行う。
- **スーパーバイザー**は、心理や福祉に関する高度な専門性や経験を有する者であり、SC・SSWの支援の質の向上のため指導・助言等を行うとともに、緊急時や災害時における心理・福祉に関する支援の中核を担う。
- **SNS等を活用した相談**や「24時間子供SOSダイヤル」の相談員を配置することにより、児童生徒の対面では相談しづらい様々な悩みを総合的に受け止めるとともに、緊急時における教育委員会と関係機関とが連携した迅速かつ適切な対応を図る。

いじめや不登校、虐待、貧困、ヤングケアラー支援など児童生徒を取り巻く様々な課題への**教育相談体制の充実**

実施主体	SC : 都道府県・指定都市 SSW: 都道府県・指定都市・中核市	配置先	小・中・高等学校 教育支援センター等	費用負担	国 : 1/3 都道府県等: 2/3	対象費用	報酬、期末手当、交通費等
------	--------------------------------------	-----	-----------------------	------	-----------------------	------	--------------

<活用の工夫について>

フルタイム等の任用も促し、児童生徒等が抱える課題の解決・改善に向けた効果的・効率的な支援を実施

- ・自治体の配置の工夫により学びの多様化学校、夜間中学への重点的な配置
- ・離島・山間部など地域の実情に応じたオンラインを活用したケース会議やカウンセリングの実施
- ・日常的な生徒指導等のため校内委員会への定期的な出席を通じた指導・助言
- ・教師とSC・SSWとの合同研修等による、連携・役割分担に関する共通理解の促進

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額

100億円
94億円）



令和7年度補正予算額

3億円

背景・課題

令和6年度調査結果において、不登校児童生徒数については増加率の低下等、一部傾向の変化がみられるものの、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数がそれぞれ過去最多となるとともに、自殺対策基本法に学校の責務が明記されるなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関と連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省

〈令和8年度予算額（案）の概要〉

※主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

9,971百万円（9,295百万円）【補助事業】

不登校児童生徒の学びの場の確保の推進



- **校内教育支援センター支援員の配置【拡充】**
校内教育支援センターを拠点に、学習支援・相談支援を行う支援員を配置するための経費を補助（**2,000校** → **4,000校**）
- **アウトリーチ支援等による教育支援センターの機能強化**
不登校支援の一環として、不登校児童生徒等へのアウトリーチ支援の実施等に係る経費を補助（**130人**）
- **学びの多様化学校の設置促進【拡充】**
（設置準備：**11** → **20自治体**、設置後運営：**22** → **27自治体**）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実



- SC・SSWの基盤となる配置に加えて、**課題に応じた重点配置**
- 不登校支援の核となる**教育支援センターへの配置充実**
- **スーパーバイザーの指導助言によるSC・SSWの支援の質の向上等**

SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

【令和7年度補正予算額 166百万円】

- **不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制の強化**
相談支援や学習会の実施、広報提供体制の整備など、不登校児童生徒の保護者等への支援体制を強化するために必要な経費を補助（**200自治体**）

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究

34百万円（34百万円）【委託事業】

いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある 学校づくりに関する調査研究

- **医療及び学校現場の連携による自殺対策強化事業【新規】**
自殺リスクを抱えた児童生徒への早期対応を図るため、医療機関等と連携したガイドライン等を作成の上、教職員向けに研修動画などを作成し、学校現場へ普及
- 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援と学びの充実に関する実証研究
- 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの普及促進
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

【令和7年度補正予算額 138百万円】

- **いじめ対応伴走支援チームのモデル構築推進事業**
いじめの個別事案への対応や再発防止等への支援に加え、SNSによるいじめや保護者との連携等に対応するため、専門家からなる支援チームを教育委員会に設置（**15自治体**）
- **不登校対策等の効果的な活用の促進に向けた調査研究**

こども 家庭庁

※主に首長部局を通じた対応

- 首長部局におけるこどもの悩み相談モデル事業
- いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- 学校につながりが持てない子どもを含め、地域での不登校の子どもへの切れ目ない支援
- こどもの多様な居場所づくり など

文部科学省・ こども家庭庁が連 携して対応

※非予算の取組

- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部
- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

自殺対策に関する調査研究等の推進

令和8年度当初予算案 6.0億円 (6.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 自殺対策基本法(議法)の改正施行(施行は令和7年12月又は令和8年4月)に伴い、指定法人の取組内容の拡充等を図る。
- また、指定法人における、自殺総合対策の効果的な実施に資する調査研究等の推進を目的として、引き続き、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進を図るため、調査研究や試行的な実施等を行った上で、仕組みの実装を進めていく。

2 事業の概要・スキーム

【自殺対策基本法の改正施行に伴う普及啓発等】

- 以下のような自殺対策基本法の改正事項等に係る、指定調査研究等法人の取組内容の拡充等を図る。
 - ・ 自殺対策における情報通信技術、人工知能等関連技術等の適切な活用(第2条第6項関係)
 - ・ 精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保(第18条関係)
 - ・ 自殺未遂者等への継続的な支援(第20条関係)
 - ・ 自殺者の親族等への生活上の不安等の緩和も含めた総合的な支援(第21条関係)
 - ・ その他、自殺対策の推進に向けた自治体への普及啓発等の実施

【多様なデータ等を活用した自殺対策の推進】

- 各種情報を活用した予測モデルを検討するための調査研究、それらを踏まえた自治体における自殺対策の取組の試行、その後の仕組みの実装・改良といったプロセスを踏む必要があることから、令和6年度から3年程度の期間を見据えた取組が必要である。
- これまでの事業成果(各種情報を活用した地域における自殺の特徴の分析、分析結果を踏まえた自殺リスクの予測の実施等)を踏まえ、令和8年度当初予算案においては、引き続き、各種情報を活用した地域における自殺対策の取組の提案の試行的な実施、自殺リスクの予測の実装に向けた検討を進める。

3 実施主体等

- 実施主体:厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和8年度当初予算案 33億円 (32億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺者総数については、令和6年は過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2,2/3,10/10>

- 対面・電話・SNS相談等の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進(拡充)

等

<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10>

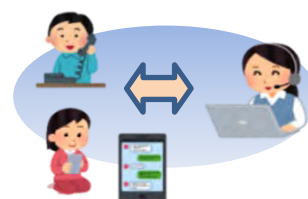
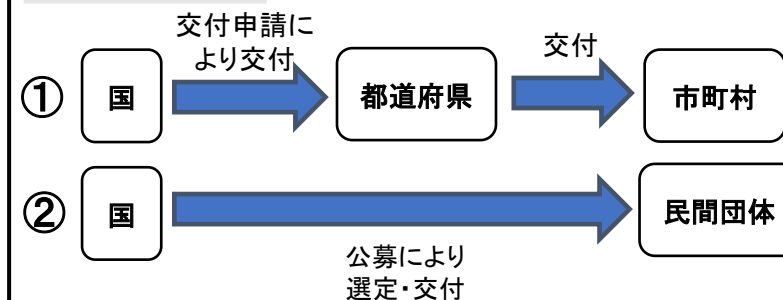
- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援

等

3 実施主体等

- 実施主体: ①都道府県・市町村
(交付率: 1/2,2/3,10/10)
- ②民間団体
(交付率: 10/10)

資金の流れ



孤独・孤立対策に関する防衛省・自衛隊における取組

1 カウンセリング・相談体制の充実（令和8年度予算案：約2.5億円）

(1) 現状

- 防衛省・自衛隊で発生した自殺事故の原因や傾向を分析したところ、不幸にして自殺により亡くなった職員は、臨床心理士などの専門家によるカウンセリングを利用した者があまりいないことが確認されている。

(2) 具体的取組

- 上記の現状を踏まえ、臨床心理士などの専門家の助けを得ることが重要であるという認識の下、カウンセリング・相談体制の強化を図るため、防衛省・自衛隊では次の取組を実施している。
 - 職員の悩みの深刻化を未然に防止するため、各駐屯地等に部内相談員、部内カウンセラー及び臨床心理士を配置するとともに、部外から民間のカウンセラーを招へい
 - 職員の複雑な悩みに対応するため、部内相談員・部内カウンセラーに対して、カウンセリング能力の向上を目的とした教育を実施
 - カウンセリング等の利用啓発のため、健康状態に問題がない職員も含め、多くの職員にカウンセリング体験を積極的に実施するよう推進
 - 職員を円滑に相談させられるよう、上司とカウンセラー等の連携を促進
 - 若年層を主な対象として、悩みの早期解消を図るため、SNSの中でも利用率が高いLINEを活用した相談窓口を設置



自殺事故防止ポスター



LINEを活用した相談窓口

心のサポーター養成事業

令和7年度予算額
28百万円

令和8年度当初予算案
20百万円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。
※ メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）とは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。

心のサポーター養成の仕組み

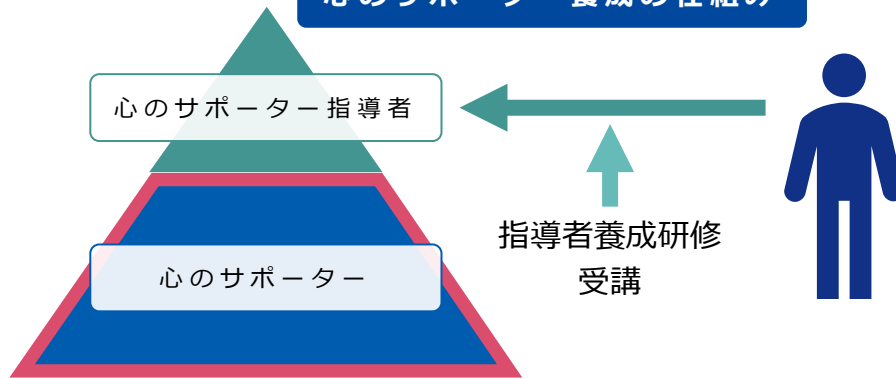
※心のサポーターの養成体制

◎心のサポーター指導者

- ・精神保健に携わる者
または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
- ・**2時間**の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

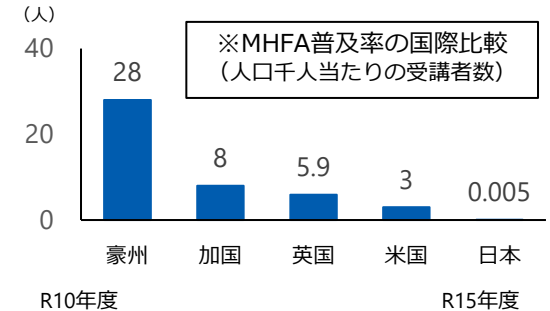
2時間の実施者養成研修を受講



- ・ 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に携わる者
- ・ メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者 等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）
⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、
2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用（座学+実習）



今後の方向性

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R10年度	R15年度
養成研修プログラム作成	8自治体*	18自治体**	30自治体***			
養成研修 (モデル地域) (※養成者数は累積値)	939人	3,450人	7,280人			
養成研修 (全国) (※養成者数は上記モデル地域も含めた累積値)	※養成研修の実績は自治体等からの報告に基づき集計			22,385人	R6年度から 5年で38万人	R6年度から 10年で100万人
指導者養成マニュアル作成						
指導者養成研修 (※修了者数は累積値)	47人	145人	1,217人	2,591人		

*R3年度：福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、和歌山県、福岡県、名古屋市、川口市

**R4年度：岩手県、福島県、神奈川県、和歌山県、福岡県、名古屋市、広島市、横須賀市、新潟市、川口市、豊中市、枚方市、吹田市、尼崎市、文京区、世田谷区、板橋区、松戸市

***R5年度：宮城県、福島県、神奈川県、山梨県、三重県、滋賀県、和歌山県、広島県、福岡県、長崎県、新潟市、名古屋市、広島市、福岡市、郡山市、前橋市、川口市、船橋市、横須賀市、豊中市、高槻市、尼崎市、吹田市、枚方市、明石市、高知市、町田市、文京区、渋谷区、板橋区

孤独・孤立対策に関する防衛省・自衛隊における取組

2 メンタルヘルス教育の実施（令和8年度予算案：約0.2億円）

（1）施策概要

防衛省・自衛隊において、「苦しい時に援助を求めることは能力であり、自ら助けを求めることができる人ほど自己管理能力が高い」という認識を広めるため、全職員に継続した教育を実施し、職員が周囲に相談しやすい環境の醸成に努めている。

（2）目標

- 全職員に年1回を目安に継続した教育を行うこととしており、着実に実施する。
- 長期的には、職員に対する教育効果を高めるため、引き続き新たな教育ツールの在り方を検討する。

（3）具体的取組

- 各種研修・講演会等対面教育の実施
- メンタルヘルス講演会の動画を配信
- 新たな教育ツールの在り方については、引き続き検討。既存の教育ツールについては、R7年度に改訂される教育資料（メンタルヘルスケアガイドブック、こころのセルフケア）を配布予定



隊員に対するメンタルヘルス教育の様子



防衛省



防衛省

防衛省・自衛隊独自の教材の一例

生活困窮者自立支援制度人材養成研修

令和7年度予算：762億円の内数
令和8年度予算(案)額：827億円の内数

- 生活困窮者自立支援制度の支援員は、多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有することが重要。そのため、国及び都道府県において各種研修を実施。

支援員の専門性を高めるための人材育成指針・キャリア・サーフの活用

初任者研修（実務経験1年未満）

国研修	都道府県研修
主任相談支援員初任者研修	（修了証発行要件） ①参加型研修の実施 ②研修企画チームでの企画・立案 ③制度理念と基本姿勢を伝える ④開催時間は10.5時間以上 ※全都道府県での実施 ※原則、対面で実施
相談支援員初任者研修	
就労支援員・就労準備支援事業支援員初任者研修 （被保護者就労支援員との合同研修）	
家計改善支援事業支援員初任者研修	
子どもの学習・生活支援事業支援員初任者研修	
居住支援事業支援員初任者研修	
都道府県研修・自治体の体制整備にかかる 担当者研修	

ステップアップ研修 （実務経験2年目以上） ※全国6ブロック・集合研修

<共通課程>	<専門課程>
事例検討を中心として対話型カリキュラム	主任相談支援員
	自立相談支援員
	就労支援員・就労準備支援事業支援員
	家計改善支援事業支援員
	子どもの学習・生活支援事業支援員
	居住支援事業支援員
	参加証明書の発行

修了証の発行

※就労準備支援事業支援員、家計改善支援事業支援員、居住支援事業支援員、子どもの学習・生活支援事業支援員については、都道府県研修の受講は修了証発行要件ではない。

※住まい相談支援員については、自立相談支援員初任者研修・居住支援事業支援員初任者研修の両方受講することを修了証発行要件とする。

※初任者研修が未受講でも、実務経験が2年以上あればステップアップ研修の受講は可能

※ステップアップ研修は複数回の参加が可能（例：毎年度参加する・前年度と別の専門課程を受講する等）

期待される効果

- 人的支援を中核とした制度であるため、支援員の質の確保は制度のそのものの質の向上につながる。

都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業

令和8年度予算案 0.7億円（21百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施する。
- 加えて、都道府県には、管内市町村の住民性や体制整備にあたっての課題を丁寧に把握した上で、その実情に応じて包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援を行うことが期待される。このため、**国・都道府県が共同で伴走的支援を実施し、今後すべての都道府県が主体となって支援を実施することができるよう、必要な方策を整理し、支援にあたってのノウハウを得る。**

2. 事業の概要

- 実施主体：国 / 補助率：－（委託費）

① 市町村の管理職向け研修／都道府県向け研修の実施

市町村の管理職向け研修

年6回オンラインにて開催
定員1回あたり50名程度

- 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針等を検討した上で、同体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うことができるようにする。

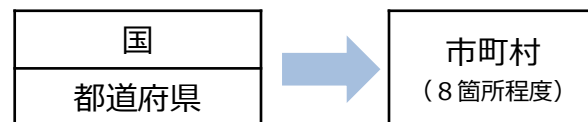
都道府県向け研修

年2回オンラインにて開催
定員1回あたり15名程度

- 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。

※ このほか、都道府県が単独で相談支援を行う者や地域づくりのコーディネートを行う者等を対象とする研修を実施できるようになるまでの間、研修を実施（オンラインでの実施を基本とする）。

② 都道府県と共同で行う伴走的支援



- 包括的な支援体制の整備に取り組みたいが、具体的な手法がわからない市町村に対し、国・都道府県が共同で伴走的支援を実施。
- 実際に現地を訪問し、地域生活課題の把握や解決策の検討等を行う中で、今後すべての都道府県が主体となって支援を実施することができるよう、同体制の整備プロセスを踏まえた効果的な支援策を整理し、今後の支援にあたってのノウハウを得る。

（参考：令和6年度実績）重層的支援体制整備事業実施市町村等に対する全国研修・ブロック別研修や、都道府県向け研修を実施。

精神保健福祉士

資格の定義

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

主な配置先

病院（精神科病院、一般病院）、
診療所、障害者支援施設、
障害福祉サービス等事業所、行政
機関（精神保健福祉センター、
保健所）、保護観察所 等

有資格者の登録状況

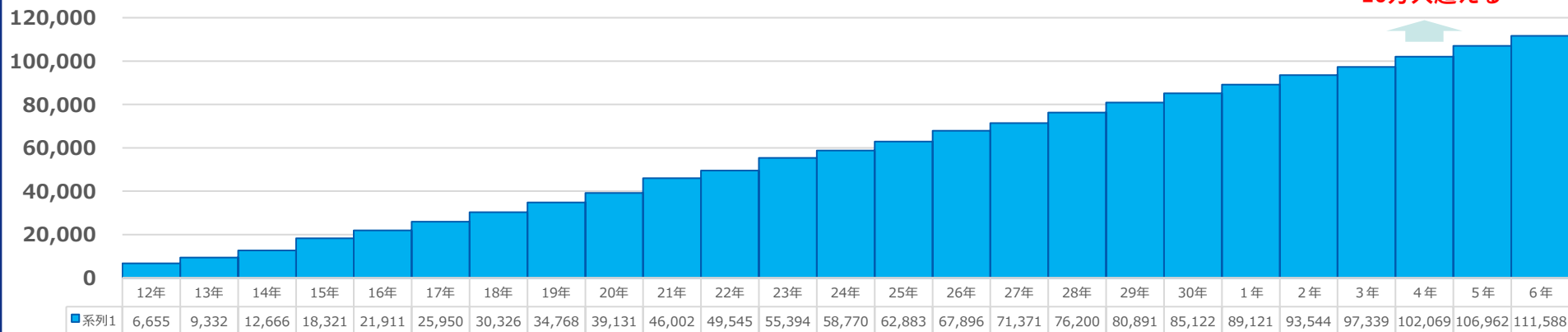
111,588人
(令和7年3月末現在)

指定試験機関・指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験
センター

根拠：精神保健福祉士法
第10条（試験事務）
第35条（登録事務）

資格登録状況



10万人を超える

※年度末時点の登録状況

社会福祉士の資格の概要

1 社会福祉士の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) 第2条第1項

2 資格取得方法

3つのルートの内いずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

3 国家試験の概要

- 実施時期 年1回の筆記試験(例年2月上旬に実施)
- 試験科目 ①医学概論、②心理学と心理的支援、③社会学と社会システム、④社会福祉の原理と政策、⑤社会保障、(筆記試験) ⑥権利擁護を支える法制度、⑦地域福祉と包括的支援体制、⑧高齢者福祉、⑨障害者福祉、⑩児童・家庭福祉、⑪貧困に対する支援、⑫保健医療と福祉、⑬刑事司法と福祉、⑭ソーシャルワークの基盤と専門職、⑮ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)、⑯ソーシャルワークの理論と方法、⑰ソーシャルワークの理論と方法(専門)、⑱社会福祉調査の基礎、⑲福祉サービスの組織と経営
※精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目(①～⑦、⑨、⑬、⑭、⑯、⑰の12科目)の試験が免除される。
- 第38回試験結果(令和7年度実施) 受験者数 25,430人、合格者数 15,438人(合格率60.7%)

4 資格者の登録状況

315,589人(令和7年3月末現在)

5 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数(令和7年4月1日時点)
福祉系大学等: 218校 265課程
社会福祉士指定養成施設: 70校96課程

ひきこもり支援施策の全体像

令和7年度予算：762億円の内数、令和8年度予算案：827億円の内数

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和7年度：340市区町村）

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター（令和7年度：47市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和7年度：129市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和7年度：164市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

○市町村への準備支援

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～



全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

（明確化自治体数）
1,560/1,741自治体
(89.6%)

（市町村プラットフォームの設置自治体数）
1,354/1,741自治体
(77.8%)

※令和6年度末時点速報値

後方支援

立ち上げ支援
市町村訪問支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修

多職種専門チームの設置

等

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

②支援の質の向上
③支援者のケア

①社会全体の
気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ



「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に係る取組について【令和7年度】

経緯

平成29年度：「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」
(平成29年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業))

- 研究代表者：山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 医療機関を対象に調査を行い、成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の実態、医療機関職員の成年後見制度理解の状況といった実態を把握

平成30年度：「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」
(平成30年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業))

- 研究代表者：山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 平成29年度調査を踏まえ、成年後見・身元保証のそれぞれについて、好事例の調査を行った上で、今後必要とされる対応の整理を行い、現場で活用するための「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(令和元年5月)(以下「ガイドライン」という。)を作成。

令和2～5年度：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する研究」
(令和2年度及び3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発研究事業))

- 研究代表者：山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 令和2年度には、医療機関等を対象にガイドラインの活用状況等の調査を行い、改善点を検討。令和3年度には、「「ガイドライン」に基づく事例集」(令和4年7月)を作成。
- 令和5年度には、ガイドライン活用上の課題等に関する判例調査を実施。

ガイドラインの周知

- 都道府県の担当者会議等の機会を活用し、ガイドライン等を周知。

令和6年度以降の取組

令和6年度～令和8年度：「身寄りがない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための研究」

- 研究代表者：山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 令和6年度に高齢者等終身サポート事業者を対象に実態把握のための調査を実施。医療に係る意思決定の支援に対する事業者の関わり方についての検討。令和7年度以降に身寄りがない人や意思決定が困難な人への医療行為に関する判例を収集し、医療関係者が理解しやすいような判例集を作成。また、医療行為の同意について本人以外の者が関与する場合、関与してもよい条件に当てはまる者や関与可能な医療行為の類型化に関する検討。

事業の目的

- こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」が掲げられている。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

事業の概要

① 地域少子化対策重点推進事業（※1 ※2）

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組）を支援する。

（1）ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：2/3）
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティア等の育成・組織化 等
- ・重点メニュー（補助率：3/4）
自治体間連携を伴う取組、若い世代の描くライフデザイン支援 等

（2）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

（3）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）
結婚、妊娠・出産、子育ての温かい社会づくり・気運醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組
- ・重点メニュー（補助率：2/3）
自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成、育児休業取得と家事・育児分担の促進 等

②結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム（※1）

ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯を対象に、地方公共団体が家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

- ・一般コース（補助率：1/2）
- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）
【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に39歳以下（左記世帯を除く）：30万円
【交付要件】ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等の受講

（※1）財政力指数1以上の自治体は、一律補助率を1/2とする。

（※2）財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村等

共働き・共育て推進事業（共育（トモイク）プロジェクト）

雇用環境・均等局職業生活両立課
(内線7859)

令和8年度当初予算案 1.2億円 (1.3億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特区		子子特区	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

1 事業の目的

■ 共働き・共育て推進事業とは、男性の育休取得促進・柔軟な働き方を実現するための措置の導入・活用促進により、共働き・共育てを定着させていくための事業（共育（トモイク）プロジェクト）

■ 令和8年度においては、改正育児・介護休業法に沿った両立支援制度導入・活用に向けた企業の取組を促進するシンポジウム・セミナーの開催、企業版両親学級等の取組促進を図るとともに、男性の家事・育児参画を含む仕事と育児の両立に関する意識調査を実施し、企業の取組を促していくことで男性の育休取得促進、共働き・共育てを強力に推進する。

数値目標

★ 男性の育児休業取得率：現状 40.5%(令和6年度) → 目標 50%* (令和7年)、85%* (令和12年)

※「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)

★ 第1子出産前後の女性の継続就業率：現状 69.5%(令和3年) → 目標 70% (令和7年)



2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○仕事と育児の両立に関する意識調査の実施

・若年層に対し、特に男性の家事・育児参画を含む仕事と育児の両立に関する意識調査を実施し、調査結果を公表することにより、共働き・共育ての推進に向けた社会的機運の醸成、企業の両立支援制度の導入・活用の促進を図る

○企業向けシンポジウムの開催

・先進的な仕事と育児の両立支援制度を導入している企業の事例を収集・発信するとともに、経営者や管理職等によるパネルディスカッション等を実施することで、企業での両立支援制度の導入・活用の取組を支援する

○経営層・企業（管理職）向けセミナー・若年層セミナーの実施（企業版両親学級を含む）

・企業の取組を促進する経営層・企業（管理職）向けセミナーを実施するとともに、今後家事・育児を担う若年層向けセミナー動画制作及びセミナー実施による両立支援制度の導入・活用を促進
・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに資料等の充実を図る

○業種別の好事例の展開

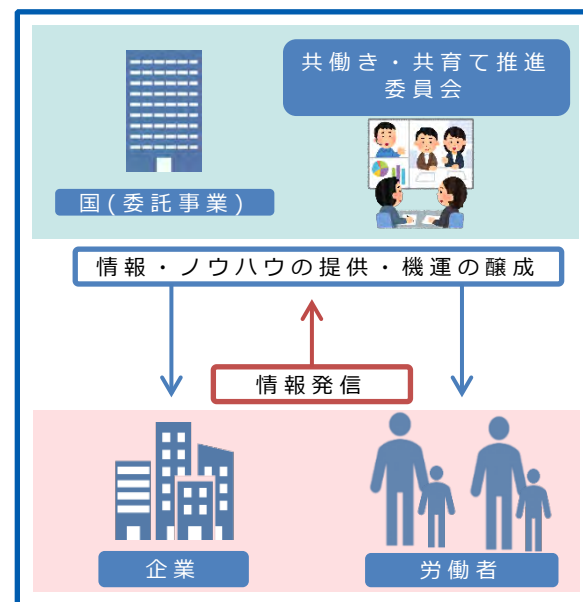
・育児休業等を取得しやすい雇用環境整備や仕事と育児の両立に関する効果的な取組事例などを業種別に収集・発信する

○普及啓発資料の作成

・育児休業制度及び「柔軟な働き方を実現するための措置」の活用事例、男性の家事・育児に関する意識啓発の内容等を盛り込んだ「父親の仕事と育児両立読本」の作成・情報発信をするとともに、ミニリーフレットの作成及び母子健康手帳との同時配付等による周知を実施

○公式サイト運用

・改正育児法等の周知や家事・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとして運用
<令和6年度実績>イクメンプロジェクト(旧事業)公式サイトアクセス件数 約68万件



実施主体

民間事業者等（委託事業）

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

【令和8年度概算決定額：
351百万円の内数】

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害等に関する相談窓口を設置。
【アクセス件数実績（令和6年度）： 約679万件】

職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供

事業者向け

事業場の取組事例

厚生労働省版ストレスチェック無料実施プログラム

職場環境改善ツール

等

働く人向け

職場のストレスセルフチェック

セルフケア（eラーニング）

専門の相談機関・医療機関の情報

等

メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害等に関する相談窓口（電話・SNS・メール）

働く人やその家族等からのメンタルヘルス不調やストレスチェック後のセルフケア、過重労働による健康障害等に関する相談窓口（電話・SNS・メール）を設置。

こころの耳電話相談

専用ダイヤル：0120-565-455

- 受付日時：月～金／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00 ※祝日、年末年始除く
- 相談実績（令和6年度）： 27,357件

こころの耳SNS相談

- 受付日時：月～金／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00 ※祝日、年末年始除く
- 相談実績（令和6年度）： 7,737件

こころの耳メール相談

- 相談実績（令和6年度）： 4,134件

こころの耳をご存じですか？

「こころの耳」は、働く方と、周りで支える方々をサポートする、職場のメンタルヘルス対策専門の相談窓口です。

働く方へ
-セルフケア
-セルフチェック
-ストレスチェック
-相談窓口

事業者の方へ
-会社の取組事例
-ストレスチェック
-職場環境改善

ご家族の方へ
-うつ病について
-ご家族へのケア
-医療機関の紹介

部下を持つ方へ
-部下へのケア
-休養・復職への対応

実践する方へ
-研修に使える資料
-パンフレット

あなたの笑顔のために

こころの耳の相談窓口

働く人の「こころの耳電話相談」
0120-565-455
月曜～金曜 17:00～22:00
土曜・日曜 10:00～16:00
※年末年始除く

働く人の「こころの耳SNS相談」
24時間いつでも相談できる
※年末年始除く

働く人の「こころの耳メール相談」
24時間いつでも相談できる
※年末年始除く

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

令和8年度概算決定額 **52**億円（49億円）の内数

※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①都道府県産業保健総合支援センター（産保センター）に専門スタッフを配置し、事業者、産業保健スタッフ等に対する専門的研修、相談対応、訪問支援等の実施、②地域産業保健センター（地産保）において、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、登録産業医等による産業保健サービスを無料で提供、③事業主団体等を通じた中小企業の産業保健活動への助成等の支援を行う。

2 事業の概要

労働者
健康安全
機構



- 「団体経由産業保健活動推進助成金」（継続）
- 両立支援コーディネーターの養成の拡充

産業保健
総合支援
センター



47都道府県

- 事業者、産業保健スタッフ等に対する研修等（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、女性の健康課題、化学物質の自立的管理等）の実施、ストレスチェックに関する50人未満の事業場向け研修の新規実施
- 治療と仕事の両立支援に係る研修、相談対応、訪問支援等の実施（専門スタッフによる相談対応、訪問支援等の実施体制の拡充）

地域
産業保健
センター



全国350か所

- 健康診断結果についての医師からの意見聴取、高ストレス者・長時間労働者に対する医師の面接指導、保健指導等、個別訪問による産業保健指導の実施
- 50人未満の事業場の高ストレス者の面接指導に対応するための登録産業医の体制充実
- 「小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業」（継続）

- （全体共通）
- 情報提供・広報、連絡会議等 101（103）百万円
 - 団体経由産業保健活動推進助成金 33（33）百万円
 - 【拡充】産業保健関係者の育成 382（319）百万円
 - （産保センター、地産保共通）
 - 【拡充】小規模事業場等の産業保健活動への支援 4,594（4,183）百万円
 - 小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業 101（211）百万円
- 〔実施主体：労働者健康安全機構（補助金）補助率：10/10〕